

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 聖徳学園
理事長 杉 山 元 彦

大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

| | |
|-------------------------|---|
| 大学等の名称 | 岐阜聖徳学園大学短期大学部 |
| 大学等の種類 (いずれかに○を付すこと) | (大学 <u>短期大学</u> 高等専門学校・専門学校) |
| 大学等の所在地 | 岐阜県岐阜市中鶉一丁目 3 8 番地 |
| 学長又は校長の氏名 | 学長 藤井徳行 |
| 設置者の名称 | 学校法人 聖徳学園 |
| 設置者の主たる事務所の所在地 | 岐阜県岐阜市柳津町高桑西一丁目 1 番地 |
| 設置者の代表者の氏名 | 理事長 杉山元彦 |
| 申請書を公表する予定のホームページアドレス | http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php |

大学等における修学の支援に関する法律(以下「大学等修学支援法」という。)第 7 条第 1 項の確認を申請します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点(☑)を付けて下さい。

- この申請書(添付書類を含む。)の記載内容は、事実と相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等修学支援法に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があると同時に、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第 7 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

| 様式番号 | 所属部署・担当者名 | 電話番号 | 電子メールアドレス |
|-------|---------------------|--------------|-------------------------|
| 第1号 | 岐阜庶務課 ・森昌敬 | 058-278-0711 | shomu@shotoku.ac.jp |
| 第2号の1 | 岐阜教務課 ・林佳孝 | 058-278-0711 | gifukyomu@shotoku.ac.jp |
| 第2号の2 | 法人本部総務・管財課 ・玉木伸明 | 058-279-3300 | honbu@shotoku.ac.jp |
| 第2号の3 | 岐阜教務課 ・林佳孝 | 058-278-0711 | gifukyomu@shotoku.ac.jp |
| 第2号の4 | IR推進室 ・窪田憲隆 | 058-279-6710 | kikaku@shotoku.ac.jp |

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

| | |
|------|---------------|
| 学校名 | 岐阜聖徳学園大学短期大学部 |
| 設置者名 | 聖徳学園 |

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

| | 経常収入(A) | 経常支出(B) | 差額(A)-(B) |
|-----------|----------------|----------------|--------------|
| 申請前年度の決算 | 6,331,823,805円 | 6,075,370,452円 | 256,453,353円 |
| 申請2年度前の決算 | 6,408,999,539円 | 6,305,588,653円 | 103,410,886円 |
| 申請3年度前の決算 | 6,081,283,836円 | 6,145,163,882円 | △63,880,046円 |

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

| | 運用資産(C) | 外部負債(D) | 差額(C)-(D) |
|----------|----------------|--------------|----------------|
| 申請前年度の決算 | 7,034,809,022円 | 235,006,491円 | 6,799,802,531円 |

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

| | 収容定員(E) | 在学生等の数(F) | 収容定員充足率(F)/(E) |
|-----------|---------|-----------|----------------|
| 今年度(申請年度) | 350人 | 302人 | 86% |
| 前年度 | 350人 | 356人 | 101% |
| 前々年度 | 350人 | 365人 | 104% |

(IIの補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

| 勘定科目の名称 | 資産の内容 | 申請前年度の決算における金額 |
|---------|-------|----------------|
| | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |

○「外部負債」に計上した勘定科目

| 勘定科目の名称 | 負債の内容 | 申請前年度の決算における金額 |
|---------|-------|----------------|
| | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

| | |
|------|---------------|
| 学校名 | 岐阜聖徳学園大学短期大学部 |
| 設置者名 | 聖徳学園 |

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 学部名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数 | | | | 省令で定める基準単位数 | 配置困難 |
|------|-----------|-----------|-----------------------|---------|------|----|-------------|------|
| | | | 全学共通科目 | 学部等共通科目 | 専門科目 | 合計 | | |
| | 幼児教育学科第一部 | 夜・通信 | 2 | 6 | 32 | 40 | 7 | |
| | 幼児教育学科第三部 | 夜・通信 | 2 | 8 | 30 | 40 | 7 | |
| (備考) | | | | | | | | |

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

大学ホームページ上（教育情報公表）で公表している。URLアドレスは次のとおり。
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

| |
|-----------|
| 学部等名 |
| (困難である理由) |

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

| | |
|------|---------------|
| 学校名 | 岐阜聖徳学園大学短期大学部 |
| 設置者名 | 聖徳学園 |

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学園ホームページ上（事業報告書）で公表している。URL アドレスは次のとおり。
<http://www.shotoku.jp/outline/Officer.php>

2. 学外者である理事の一覧表

| 常勤・非常勤の別 | 前職又は現職 | 任期 | 担当する職務内容 や期待する役割 |
|----------|------------|------------------------|---------------------|
| 非常勤 | 民間会社 取締役社長 | 2019.4.1～ 2023.3.31 | 特に財務・人事に関する こと |
| 非常勤 | 弁護士 | 2019.4.1～ 2023.3.31 | 特に、労務に関する こと |
| (備考) | | | |

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|------|---------------|
| 学校名 | 岐阜聖徳学園大学短期大学部 |
| 設置者名 | 聖徳学園 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

| | |
|---|--|
| <p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学のシラバスは例年前年度の 1 月から各授業担当者に作成を依頼し、2 月中旬までに作成する。2 月中旬から各学部教務委員会によるシラバスチェックを実施し、必要に応じて改善の指示等を行い、3 月下旬に Web システムにて公開する。 ・本学では全学共通の「シラバス作成ガイドライン」を作成し、シラバス作成に関する FD 研修会を各学部で実施している。 | |
| 授業計画の公表方法 | <p>大学ホームページ上(教育情報公表)で公表している。URL アドレスは次のとおり。</p> <p>http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php</p> |
| <p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位の認定については学則第 21 条に定めている。 <p>第 5 章 単位の認定、卒業認定及び学位の授与</p> <p>第 21 条 授業科目を履修し、単位修得の認定を受けた者には所定の単位を与える。</p> <p>2 授業科目の単位修得の認定は、試験成績若しくは平常の学習成績、又は両者を総合して担当教員が行う。</p> <p>3 成績評価は、秀 (A : 100~90 点)、優 (B : 89~80 点)、良 (C : 79~70 点)、可 (D : 69~60 点)、不可 (F : 60 点未満) の 5 段階をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。なお、他大学等で修得した単位を本学で認定した場合は認定 (T) とする。</p> <p>4 授業形態、科目の特性などにより、前項の成績評価が困難なものについては、合格 (P)、不合格 (NP) とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学では全ての科目において成績評価方法、割合及び評価基準をシラバスで明示している。シラバスで明示した方法により成績評価を行い、秀・優・良・可の成績評価の場合は合格とし、単位を認定している。 ・成績評価の基準は履修要覧に以下のように記載し、学生に示している。 | |

| 判定 | 成績評価等 | 成績評価等の基準 | GP |
|-----|-------|-------------------------|----|
| 合格 | 秀 | A:100～90点(特に優秀な成績) | 4 |
| | 優 | B:89～80点(優れた成績) | 3 |
| | 良 | C:79～70点(良好な成績) | 2 |
| | 可 | D:69～60点(合格と認められる成績) | 1 |
| 不合格 | 不可 | F:59点以下(合格と認められない成績) | 0 |
| 失格 | 失格 | G:試験を棄権した場合、出席日数が不足した場合 | 0 |
| 認定 | 認定 | T:学則に則り、単位の認定がされた場合 | — |

また、授業形態、科目の特性などにより、5段階評価(秀・優・良・可・不可)の成績評価が困難なものについては、次の表のとおりとする。

| 判定 | 成績評価等 | 成績評価等の基準 | GP |
|-----|-------|-----------------------|----|
| 合格 | 合格 | P:単位を与える条件を満たしたもの | 0 |
| 不合格 | 不合格 | NP:単位を与える条件を満たさなかったもの | 0 |

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

・本学ではGPA制度を導入している。履修した科目の成績評価をグレード・ポイント(GP)に置き換え算出する。

| 判定 | 成績評価等 | 成績評価等の基準 | GP |
|-----|-------|-------------------------|----|
| 合格 | 秀 | A:100～90点(特に優秀な成績) | 4 |
| | 優 | B:89～80点(優れた成績) | 3 |
| | 良 | C:79～70点(良好な成績) | 2 |
| | 可 | D:69～60点(合格と認められる成績) | 1 |
| 不合格 | 不可 | F:59点以下(合格と認められない成績) | 0 |
| | 失格 | G:試験を棄権した場合、出席日数が不足した場合 | 0 |

・算出方法は以下の数式により行う。

$$GPA = \frac{\text{履修登録した全科目の[単位数} \times \text{GP]の合計}}{\text{履修登録した全科目の単位数の合計}}$$

GPAの算出にあたっては、小数点第2位までとし、割り切れない場合は、小数点第3位を四捨五入する。

・対象科目は、卒業要件に算入でき、5段階評価(秀・優・良・可・不可)または失格で成績を判定された科目を対象とする。

| | |
|---|---|
| 客観的な指標の算出方法の公表方法 | 大学ホームページ上（教育情報公表）で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php |
| 4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 | |
| <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学では「卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めている。 <p>岐阜聖徳学園大学短期大学部は、建学の精神にのっとり、社会に貢献できる保育者(幼稚園教諭・保育士・保育教諭)を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に短期大学士(幼児教育)の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人文・社会・自然の分野に関する基礎的知識を身に付け、それらを現代社会の諸問題と関連づけて理解することができる。(基礎教養) 2 保育者としての必要な専門的知識や技術を修得しており、次代を担う子どもたちの最善の利益を考慮することができる。(保育の理解) 3 保育の表現技術を身に付けており、幼児期にふさわしい環境を構成し、遊びを展開することができる。(保育の技能) 4 多様で急激に変化する社会状況の中で、保育に積極的に関わり、他者との協調・共同も含めて、問題を解決することができる。(保育の実践) 5 子どもを取り巻く諸問題への関心及び保育者としての使命感・責任感をもち、学び続けることができる。(自己形成) 6 いのちを尊重する豊かな人間性、高い倫理観、自己の能力を社会に還元する強い志によって、社会人としての規範に従って行動できる。(態度) <ul style="list-style-type: none"> ・本学では学則第 22 条において「幼児教育学科第一部の学生は2年以上、幼児教育学科第三部の学生は3年以上在学し、第 11 条の規定により所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」としている。原則として2月に開催する教授会において、後期修得科目をもって所定の単位(幼児教育学科第一部 66 単位、幼児教育学科第三部 64 単位)を修得した者に対し卒業判定会議を行い、承認された者に対して学長が卒業を認定する。 | |
| 卒業の認定に関する方針の公表方法 | 大学ホームページ上（教育情報公表）で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php |

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

| | |
|------|---------------|
| 学校名 | 岐阜聖徳学園大学短期大学部 |
| 設置者名 | 聖徳学園 |

1. 財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|--------------|---|
| 貸借対照表 | 学園ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.jp/business-report/ |
| 収支計算書又は損益計算書 | 学園ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.jp/business-report/ |
| 財産目録 | 学園ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.jp/business-report/ |
| 事業報告書 | 学園ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.jp/business-report/ |
| 監事による監査報告(書) | 学園ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.jp/business-report/ |

2. 事業計画(任意記載事項)

| | |
|-------------|---------|
| 単年度計画(名称:) | 対象年度:) |
| 公表方法: 特になし | |
| 中長期計画(名称:) | 対象年度:) |
| 公表方法: 特になし | |

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 短期大学部ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/self-inspect.php>

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: 平成29(2017)年3月、一般財団法人短期大学基準協会において短期大学評価基準に適合していると認定を受ける。認定期間は令和6(2024)年3月31日まで。認証評価の結果については短期大学ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。
<http://www.shotoku.ac.jp/data/outline/H27tanki-hyoka.pdf>

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

| |
|--|
| 学部等名 幼児教育学科第一部 |
| 教育研究上の目的（公表方法：短期大学部ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.ac.jp/outline/purpose.php) |
| (概要) 倫理観に裏打ちされた豊かな教養と幅広い専門的 知識・技術を体系的に修得させることにより、教育・保育機関、家庭、地域社会などにおいて、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障し、健やかな発達を援助し、教育に貢献できる人材を育成することを目的とする。 |
| 卒業の認定に関する方針（公表方法：短期大学部ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.ac.jp/images/outline/policy_archive/201704_jlj3_dp.pdf) |
| (概要) 岐阜聖徳学園大学短期大学部は、建学の精神にのっとり、社会に貢献できる保育者（幼稚園教諭・保育士・保育教諭）を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に短期大学士（幼児教育）の学位を授与します。 1 人文・社会・自然の分野に関する基礎的知識を身に付け、それらを現代社会の諸問題と関連づけて理解することができる。（基礎教養） 2 保育者としての必要な専門的知識や技術を修得しており、次代を担う子どもたちの最善の利益を考慮することができる。（保育の理解） 3 保育の表現技術を身に付けており、幼児期にふさわしい環境を構成し、遊びを展開することができる。（保育の技能） 4 多様で急激に変化する社会状況の中で、保育に積極的に関わり、他者との協調・共同も含めて、問題を解決することができる。（保育の実践） 5 子どもを取り巻く諸問題への関心及び保育者としての使命感・責任感をもち、学び続けることができる。（自己形成） 6 いのちを尊重する豊かな人間性、高い倫理観、自己の能力を社会に還元する強い志によって、社会人としての規範に従って行動できる。（態度） |
| 教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：短期大学部ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.ac.jp/images/outline/policy_archive/2019_jlj3_CP.pdf) |
| (概要) 岐阜聖徳学園大学短期大学部は、建学の精神にのっとり、社会に貢献できる保育者（幼稚園教諭・保育士・保育教諭）を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のように教育課程を編成します。 1 建学の精神の理解を図るため、「宗教学」を全学共通の必修科目として開講します。 2 幼稚園教諭および保育士として必要な専門的知識・技術を修得できるように、免許・資格関連科目を体系的に開講します。 3 基礎的な学習能力やコミュニケーション能力を養成するため、1年前期に「基礎セミナー」を必修科目として開講します。 4 大学での学修および卒業後の学びにおいて求められる研究的態度および実践的能力を養うため、幼児教育学科第一部2年生および幼児教育学科第三部3年生で、「保育内容演習Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として開講します。 5 幼児教育ならびに保育に関する実践力や職業倫理を深めるため、幼稚園、保育所、そ |

の他児童福祉施設等での学外実習およびその事前・事後指導に関する諸科目を開講します。

6 幼児教育学科第三部では、勤労と学修との両立に配慮して教育課程を編成します。

以上のカリキュラムを通じて、保育者がもつべき知識と技能、豊かな人間性を育みます。

これらの学修成果は、下記の方法で評価します。幼稚園教諭免許、保育士資格を取得する者については、各学外実習の実施要件として事前に指定された諸科目の単位取得状況、学外実習実施後の自己評価ならびに実習施設からの評価、および卒業年次後期に開講される「保育・教職実践演習」における履修前後の自己評価により、学修成果を評価します。また全学生について、全履修科目の評価による累計 GPA によって学修成果を評価します。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：短期大学部ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。

http://www.shotoku.ac.jp/images/outline/policy_archive/2019_j_AP.pdf)

（概要）

幼児教育学科第一部は、建学の精神にのっとり、社会に貢献できる保育者（幼稚園教諭・保育士・保育教諭）を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のようにアドミッション・ポリシーを定めています。

1. 求める人物像

〔知識・技能〕

- ・学修に必要な基礎知識・技能を有している人

〔思考力・判断力・表現力〕

- ・広い視野に立って思考・判断ができ、さまざまな課題に対して柔軟に対応できる人
- ・自分の考えを適切に表現でき、伝えることができる能力を持つ人

〔主体性・多様性・協働性〕

- ・幼児教育や保育に関心のあり、将来を担う子どもたちを育てていこうという強い意欲を持つ人

2 大学入学までに身につけてほしいこと

- ・確かな学修習慣及び社会への広い関心
- ・幼児教育・保育に関係の深い学習や活動に幅広く取り組む姿勢

3 入学者選抜方法

〔一般入試〕

調査書により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、個別学力検査により「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価します。

〔推薦入試〕

出願書類（調査書等）により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、小論文により「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を、面接により「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価します。

〔大学入試センター試験利用入試〕

調査書により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、大学入試センター試験の得点により「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価します。

学部等名 幼児教育学科第三部

教育研究上の目的（公表方法：短期大学部ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。

<http://www.shotoku.ac.jp/outline/purpose.php>)

| |
|--|
| <p>(概要)</p> <p>倫理観に裏打ちされた豊かな教養と幅広い専門的 知識・技術を体系的に修得させることにより、教育・保育機関、家庭、地域社会などにおいて、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障し、健やかな発達を援助し、教育に貢献できる人材を育成することを目的とする。</p> |
| <p>卒業の認定に関する方針（公表方法：短期大学部ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.ac.jp/images/outline/policy_archive/201704_jlj3_dp.pdf ）</p> |
| <p>(概要)</p> <p>岐阜聖徳学園大学短期大学部は、建学の精神にのっとり、社会に貢献できる保育者（幼稚園教諭・保育士・保育教諭）を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成し、この養成目標に到達した者に短期大学士（幼児教育）の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人文・社会・自然の分野に関する基礎的知識を身に付け、それらを現代社会の諸問題 と関連づけて理解することができる。（基礎教養） 2 保育者としての必要な専門的知識や技術を修得しており、次代を担う子どもたちの最善の利益を考慮することができる。（保育の理解） 3 保育の表現技術を身に付けており、幼児期にふさわしい環境を構成し、遊びを展開することができる。（保育の技能） 4 多様で急激に変化する社会状況の中で、保育に積極的に関わり、他者との協調・共同も含めて、問題を解決することができる。（保育の実践） 5 子どもを取り巻く諸問題への関心及び保育者としての使命感・責任感をもち、学び続けることができる。（自己形成） 6 いのちを尊重する豊かな人間性、高い倫理観、自己の能力を社会に還元する強い志によって、社会人としての規範に従って行動できる。（態度） |
| <p>教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：短期大学部ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.ac.jp/images/outline/policy_archive/2019_jlj3_CP.pdf ）</p> |
| <p>(概要)</p> <p>岐阜聖徳学園大学短期大学部は、建学の精神にのっとり、社会に貢献できる保育者（幼稚園教諭・保育士・保育教諭）を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のように教育課程を編成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建学の精神の理解を図るため、「宗教学」を全学共通の必修科目として開講します。 2 幼稚園教諭および保育士として必要な専門的知識・技術を修得できるように、免許・資格関連科目を体系的に開講します。 3 基礎的な学習能力やコミュニケーション能力を養成するため、1年前期に「基礎セミナー」を必修科目として開講します。 4 大学での学修および卒業後の学びにおいて求められる研究的態度および実践的能力を養うため、幼児教育学科第一部2年生および幼児教育学科第三部3年生で、「保育内容演習Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として開講します。 5 幼児教育ならびに保育に関する実践力や職業倫理を深めるため、幼稚園、保育所、その他児童福祉施設等での学外実習およびその事前・事後指導に関する諸科目を開講します。 6 幼児教育学科第三部では、勤労と学修との両立に配慮して教育課程を編成します。 <p>以上のカリキュラムを通じて、保育者がもつべき知識と技能、豊かな人間性を育みます。これらの学修成果は、下記の方法で評価します。幼稚園教諭免許、保育士資格を取得する者については、各学外実習の実施要件として事前に指定された諸科目の単位取得状況、学外実習実施後の自己評価ならびに実習施設からの評価、および卒業年次後期に開講される「保育・教職実践演習」における履修前後の自己評価により、学修成果を評価します。また全学生について、全履修科目の評価による累計 GPA によって学修成果を評価します。</p> |
| <p>入学者の受入れに関する方針（公表方法：短期大学部ホームページ上で公表している。URL</p> |

アドレスは次のとおり。

http://www.shotoku.ac.jp/images/outline/polisys_archive/2019_j_AP.pdf)

(概要)

幼児教育学科第三部は、建学の精神にのっとり、社会に貢献できる保育者（幼稚園教諭・保育士・保育教諭）を育成することを目的としています。この目的を達成するために、次のようにアドミッション・ポリシーを定めています。

1 求める人物像

〔知識・技能〕

- ・学修に必要な基礎知識・技能を有している人

〔思考力・判断力・表現力〕

- ・広い視野に立って思考・判断ができ、さまざまな課題に対して柔軟に対応できる人
- ・自分の考えを適切に表現でき、伝えることができる能力を持つ人

〔主体性・多様性・協働性〕

- ・幼児教育や保育に関心のあり、将来を担う子どもたちを育てていこうという強い意欲を持ち、働きながら3年間にわたり学ぶことができる人

2 大学入学までに身につけてほしいこと

- ・確かな学修習慣及び社会への広い関心
- ・幼児教育・保育に関係の深い学習や活動に幅広く取り組む姿勢

3 入学者選抜方法

〔一般入試〕

調査書により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、個別学力検査により「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価します。

〔推薦入試〕

出願書類（調査書等）により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、小論文により「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を、面接により「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価します。

〔大学入試センター試験利用入試〕

調査書により「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」を、大学入試センター試験の得点により「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価します。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：短期大学部ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。

<http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

| a. 教員数（本務者） | | | | | | | |
|---|--------|---|-------------|----|----|-----------|-----|
| 学部等の組織の名称 | 学長・副学長 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 その他 | 計 |
| — | 2人 | — | | | | | 2人 |
| 幼児教育学科第一部 | — | 4人 | 5人 | 2人 | 0人 | 0人 | 11人 |
| 幼児教育学科第三部 | — | 1人 | 1人 | 3人 | 0人 | 0人 | 5人 |
| b. 教員数（兼務者） | | | | | | | |
| 学長・副学長 | | | 学長・副学長以外の教員 | | | | 計 |
| 2人 | | | 16人 | | | | 18人 |
| 各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等) | | 公表方法： https://www.acoffice.jp/gsghp/KgApp | | | | | |
| c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項） | | | | | | | |
| <p>本学では、教育の質的向上を図ることを目的としてFD活動を推進している。FD活動は、大学全体と各学部の2つに分かれており、大学全体のFD活動は全学部に通ずる内容を、各学部のFD活動は各学部に特化した内容を取り扱っている。</p> <p>全学部で行う主なFD活動は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任教員によるFDサロン ・学外講師によるFD研修会 ・専任教員による教育改革等事業助成報告会（研究発表） | | | | | | | |

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

| a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等 | | | | | | | | |
|-------------------------|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|------|-----------|-----------|
| 学部等名 | 入学定員 (a) | 入学者数 (b) | b/a | 収容定員 (c) | 在学生数 (d) | d/c | 編入学 定員 | 編入学 者数 |
| 幼児教育学科第一部 | 100人 | 67人 | 67% | 200人 | 149人 | 74% | —人 | 0人 |
| 幼児教育学科第三部 | 50人 | 48人 | 96% | 150人 | 153人 | 102% | —人 | 0人 |
| 合計 | 150人 | 115人 | 76% | 350人 | 302人 | 86% | —人 | 0人 |
| (備考) | | | | | | | | |

| b. 卒業生数、進学者数、就職者数 | | | | |
|--|----------------|------------|-------------------|--------------|
| 学部等名 | 卒業生数 | 進学者数 | 就職者数 (自営業を含む。) | その他 |
| 幼児教育学 科第一部 | 104人 (100%) | 0人 (0%) | 100人 (96.2%) | 4人 (3.8%) |
| 幼児教育学 科第三部 | 51人 (100%) | 0人 (0%) | 50人 (98.0%) | 1人 (2.0%) |
| 合計 | 155人 (100%) | 0人 (0%) | 150人 (96.8%) | 5人 (3.2%) |
| (主な進学先・就職先) (任意記載事項) 【幼稚園】 (公) 岐阜市、本巣市 (私) 杉山学園、加納学園、はなぞの幼稚園、いつみ中央幼稚園、はしま西幼稚園、まどか幼稚園、かぐや第二幼稚園、揖斐幼稚園、合歓の木幼稚園 ほか 【保育園】 (公) 岐阜市、大垣市、安八町、関市、坂祝町、大野町、本巣市、揖斐川町、瑞穂市、名古屋市、一宮市 ほか (私) いつみ第2どんぐり保育園、こぼとの森保育園、三里保育園 ほか 【施設】 伊自良苑、各務原市福祉の里 ほか 【企業】 TSUCHIYA、イワタニ東海、岐阜車体工業 ほか (備考) | | | | |

| c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項） | | | | | |
|--|----------------|-----------------|------------|---------------|------------|
| 学部等名 | 入学者数 | 修業年限期間内 卒業者数 | 留年者数 | 中途退学者数 | その他 |
| 幼児教育学 科第一部 | 106人 (100%) | 103人 (97.2%) | 0人 (0%) | 3人 (2.8%) | 0人 (0%) |
| 幼児教育学 科第三部 | 57人 (100%) | 51人 (89.5%) | 0人 (0%) | 6人 (10.5%) | 0人 (0%) |
| 合計 | 163人 (100%) | 154人 (94.5%) | 0人 (0%) | 9人 (5.5%) | 0人 (0%) |
| (備考) | | | | | |

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

| (概要) |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学のシラバスは例年前年度の1月から各授業担当者に作成を依頼し、2月中旬までに作成する。2月中旬から各学部教務委員会によるシラバスチェックを実施し、必要に応じて改善の指示等を行い、3月下旬にWebシステムにて公開する。 ・ 本学では全学共通の「シラバス作成ガイドライン」を作成し、シラバス作成に関するFD研修会を各学部で実施している。 |

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

| (概要) |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位の認定については学則第21条に定めている。 |
| <p>第5章 単位の認定、卒業認定及び学位の授与</p> <p>第21条 授業科目を履修し、単位修得の認定を受けた者には所定の単位を与える。</p> <p>2 授業科目の単位修得の認定は、試験成績若しくは平常の学習成績、又は両者を総合して担当教員が行う。</p> <p>3 成績評価は、秀（A：100～90点）、優（B：89～80点）、良（C：79～70点）、可（D：69～60点）、不可（F：60点未満）の5段階をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。なお、他大学等で修得した単位を本学で認定した場合は認定（T）とする。</p> <p>4 授業形態、科目の特性などにより、前項の成績評価が困難なものについては、合格（P）、不合格（NP）とする。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学では全ての科目において成績評価方法、割合及び評価基準をシラバスで明示している。シラバスで明示した方法により成績評価を行い、秀・優・良・可の成績評価の場合は合格とし、単位を認定している。 ・ 成績評価の基準は履修要覧に以下のように記載し、学生に示している。 |

| 判定 | 成績評価等 | 成績評価等の基準 | GP |
|-----|-------|-------------------------|----|
| 合格 | 秀 | A:100～90点(特に優秀な成績) | 4 |
| | 優 | B:89～80点(優れた成績) | 3 |
| | 良 | C:79～70点(良好な成績) | 2 |
| | 可 | D:69～60点(合格と認められる成績) | 1 |
| 不合格 | 不可 | F:59点以下(合格と認められない成績) | 0 |
| 失格 | 失格 | G:試験を棄権した場合、出席日数が不足した場合 | 0 |
| 認定 | 認定 | T:学則に則り、単位の認定がされた場合 | — |

また、授業形態、科目の特性などにより、5段階評価(秀・優・良・可・不可)の成績評価が困難なものについては、次の表のとおりとする。

| 判定 | 成績評価等 | 成績評価等の基準 | GP |
|-----|-------|-----------------------|----|
| 合格 | 合格 | P:単位を与える条件を満たしたもの | 0 |
| 不合格 | 不合格 | NP:単位を与える条件を満たさなかったもの | 0 |

- ・本学では学則第22条において「幼児教育学科第一部の学生は2年以上、幼児教育学科第三部の学生は3年以上在学し、第11条の規定により所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」としている。原則として2月に開催する教授会において、後期修得科目をもって所定の単位(幼児教育学科第一部66単位、幼児教育学科第三部64単位)を修得した者に対し卒業判定会議を行い、承認された者に対して学長が卒業を認定する。

| 学部名 | 学科名 | 卒業に必要となる 単位数 | GPA制度の採用 (任意記載事項) | 履修単位の登録上限 (任意記載事項) |
|----------------------------|-----------|--|--|-----------------------|
| | 幼児教育学科第一部 | 66単位 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 | 年間60単位 |
| | 幼児教育学科第三部 | 64単位 | <input checked="" type="checkbox"/> ・無 | 年間60単位 |
| GPAの活用状況(任意記載事項) | | 公表方法:特になし | | |
| 学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項) | | 公表方法:資格取得状況について短期大学部ホームページ上で公表している。URLアドレスは次のとおり。 http://www.shotoku.ac.jp/careers/qualification.php | | |

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法:短期大学部ホームページ上で公表している。URLアドレスは次のとおり。
<http://www.shotoku.ac.jp/student-life/campus/index.php>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

| 学部名 | 学科名 | 授業料 (年間) | 入学金 | その他 | 備考 (任意記載事項) |
|-----|---------------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| — | 幼児教育 学科第一部 | 540,000 円 | 300,000 円 | 520,000 円 | |
| | 幼児教育 学科第三部 | 360,000 円 | 200,000 円 | 240,000 円 | |

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

| a. 学生の修学に係る支援に関する取組 |
|--|
| <p>(概要)</p> <p>【奨学金関係】</p> <p>特別選奨生奨学金 短期大学部幼児教育学科第一部 授業料半額 給付 2年間 指定校推薦入試・系列校特別推薦入試時の特別選奨選考試験で選考された学生</p> <p>公益財団法人 広田奨学会選奨生奨学金 給付 50,000 円/月 (採用時より卒業時までの最短修学期間<継続審査あり>) 経済的に修学が困難で、学業成績・人物ともに優秀と認められる学生</p> <p>公益財団法人 岐阜杉山記念財団奨学金 給付 120,000 円 (当該年度) 平成 30 年度実績 経済的に修学が困難で、学業成績・人物ともに優秀と認められる学生 保護者の住所が岐阜県内にある学生</p> <p>一般財団法人 本願寺派教学助成財団奨学金 給付 100,000 円 (当該年度) 平成 30 年度実績 経済的に修学が困難で、学業成績・人物ともに優秀な学生で、 浄土真宗本願寺派の発展に寄与しようとする寺院子弟ならびに門徒子弟</p> <p>日本学生支援機構奨学金 第一種奨学金 (無利息) 貸与 自宅通学 20,000 円/月・30,000 円/月・40,000 円/月・53,000 円/月 自宅外通学 20,000 円/月・30,000 円/月・40,000 円/月・50,000 円/月・60,000 円/月 経済的に修学が困難で、学業成績・人物ともに優秀と認められ、心身ともに健全な学生</p> <p>日本学生支援機構奨学金 第二種奨学金 (無利息) 貸与 20,000 円/月~120,000 円/月 (10,000 円単位で選択) 経済的に修学が困難で、学業成績・人物ともに優秀と認められ、心身ともに健全な学生 返還利息は卒業後年 3%以内</p> <p>日本学生支援機構奨学金 給付奨学金 自宅通学 30,000 円/月 自宅外通学 40,000 円/月 住民税非課税世帯、生活保護世帯又は社会的養護を必要とする学生</p> <p>【障害学生の修学関係】</p> <p>・学生支援センターは、障害の有無にかかわらず全ての学生が等しい条件のもとで学生生活</p> |

が送れるように支援するとともに、学生の心身の健康の保持増進を図ることを目的としている。

- ・障害学生支援室は、障害のある学生の相談窓口として、障害のある学生が平等公平な修学環境を得られるよう支援の充実を図っている。
- ・入学を希望する学生への情報提供及び相談対応したり、受験上の配慮に関する業務を行ったりしている。
- ・障害のある学生の教育的ニーズを把握し、障害学生支援に係る関係部局及び学外機関等との連絡調整をしている。
- ・学生サポーターの募集、養成及び支援組織運営管理を行っている。
- ・施設・設備のバリアフリー化に関する業務を行っている。

【学生相談室関係】

- ・学生相談室は、学生個人の心理的な諸問題についてのカウンセリングを行い、学生生活を有意義かつ健康に送れるよう支援の充実を図ることを目的としている。
- ・学生個人の修学、その他の日常生活における心理的な諸問題についてのカウンセリングを行う。
- ・業務に必要な資料の収集及び整理保存を行う。

【ハラスメント関係】

基本的人権尊重の精神に則り、ハラスメントのない快適な環境において、修学・教育研究・就業する権利を保障するため、ハラスメント全般の防止啓発に取り組んでいます。ハラスメントの具体的な相談については、ハラスメント相談員を配置して面談のほか、手紙、電話、電子メール等で受け付けます。

b. 進路選択に係る支援に関する取組

(概要)

【就職関係】

教員・就職課職員が定期的に学生との個人面談を実施し、一人ひとりの就職活動状況（進路状況）や進路の悩みなどを把握すると共に、学生個々に応じた適切な支援・指導を行っています。

また、学生個人の情報については、就職カルテ（進路希望調査票や進路状況データ）に記録し、必要に応じて教職員が随時閲覧出来るようにしています。

講座関係では、全学生対象の各種資格取得支援講座や受験対策講座等を開講し、職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、学生が自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度が育つことを目指しています。

(講座等の内容)

- ・公務員試験対策講座（筆記、面接、集団討論）
- ・就職準備講座
- ・就職合宿
- ・就職対策講座（志望動機作成講座・グループディスカッション講座・面接対策講座・業界研究セミナーなど）
- ・学内企業説明会
- ・資格取得支援講座（FP技能士、MOS、TOEIC、日商簿記、秘書検定）

【進学関係】

本学他学部への編入学や、他大学への入学・編入学などを希望する学生に対しては、資料取り寄せから入学試験対策に至るまで支援をしています。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

【学生の心身の健康、保健衛生及び安全管理】

- ・保健室は、学生の心身の健康の保持増進を図ることを目的としている。
- ・学生の健康診断、健康相談、保健指導及び救急処置を行っている。
- ・環境衛生検査を実施し、感染症の予防に取り組んでいる。
- ・健康診断票、学生健康管理カードの作成や保管を行っている。
- ・保健に関する統計・調査等の資料作成を行っている。
- ・学生傷害保険・付帯賠償責任保険に関する業務を行っている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：短期大学部ホームページ上で公表している。URL アドレスは次のとおり。
<http://www.shotoku.ac.jp/outline/pub-info.php>

事業活動収支計算書

平成30年 4月 1日から
平成31年 3月 31日まで

(単位 円)

| | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
|--------------|-----------------|---------------|---------------|--------------|
| 事業活動収入の部 | 学生生徒等納付金 | 4,841,658,000 | 4,840,963,731 | 694,269 |
| | 授業料 | 2,309,723,000 | 2,309,479,031 | 243,969 |
| | 入学金 | 403,350,000 | 403,530,000 | △ 180,000 |
| | 実験実習料 | 109,896,000 | 109,515,600 | 380,400 |
| | 施設設備資金 | 1,042,982,000 | 1,042,711,000 | 271,000 |
| | 教育振興費 | 3,600,000 | 3,600,000 | 0 |
| | 教育充実費 | 862,463,000 | 861,538,800 | 924,200 |
| | 特別協力費 | 3,600,000 | 3,600,000 | 0 |
| | その他負担金 | 106,044,000 | 106,989,300 | △ 945,300 |
| | 手数料 | 135,282,000 | 125,923,900 | 9,358,100 |
| | 入学検定料 | 133,372,000 | 122,477,000 | 10,895,000 |
| | 試験料 | 780,000 | 1,933,000 | △ 1,153,000 |
| | 証明手数料 | 960,000 | 1,337,400 | △ 377,400 |
| | 大学入試センター試験実施手数料 | 170,000 | 176,500 | △ 6,500 |
| | 寄付金 | 17,732,000 | 18,947,218 | △ 1,215,218 |
| | 特別寄付金 | 2,859,000 | 0 | 2,859,000 |
| | 一般寄付金 | 14,873,000 | 17,440,000 | △ 2,567,000 |
| | 現物寄付 | 0 | 1,507,218 | △ 1,507,218 |
| | 経常費等補助金 | 1,056,313,000 | 1,066,369,535 | △ 10,056,535 |
| | 国庫補助金 | 402,700,000 | 402,717,000 | △ 17,000 |
| | 地方公共団体補助金 | 653,613,000 | 663,652,535 | △ 10,039,535 |
| | 付随事業収入 | 87,121,000 | 88,607,687 | △ 1,486,687 |
| | 補助活動収入 | 69,485,000 | 67,727,408 | 1,757,592 |
| | 受託事業収入 | 17,636,000 | 20,880,279 | △ 3,244,279 |
| | 雑収入 | 155,271,000 | 159,173,551 | △ 3,902,551 |
| | 施設設備利用料収入 | 37,164,000 | 35,141,386 | 2,022,614 |
| | 退職給与引当金戻入額 | 100,000 | 65,090 | 34,910 |
| | 退職金社団交付金 | 7,482,000 | 8,682,949 | △ 1,200,949 |
| 私立大学退職金財団交付金 | 73,515,000 | 74,806,560 | △ 1,291,560 | |
| 雑収入 | 37,010,000 | 40,477,566 | △ 3,467,566 | |
| 教育活動収入計 | 6,293,377,000 | 6,299,985,622 | △ 6,608,622 | |
| 教育活動収支 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
| | 人件費 | 3,698,402,000 | 3,691,815,011 | 6,586,989 |
| | 教員人件費 | 2,758,219,104 | 2,758,219,104 | 0 |
| | 職員人件費 | 741,362,809 | 738,100,749 | 3,262,060 |
| | 役員報酬 | 30,803,234 | 28,986,234 | 1,817,000 |
| | 退職金 | 18,566,031 | 18,564,862 | 1,169 |
| | 退職給与引当金繰入額 | 149,450,822 | 147,944,062 | 1,506,760 |
| | 教育研究経費 | 2,034,006,000 | 1,935,905,918 | 98,100,082 |
| | 消耗品費 | 165,390,636 | 151,571,831 | 13,818,805 |
| | 光熱水費 | 151,707,391 | 149,758,058 | 1,949,333 |
| | 旅費交通費 | 57,262,630 | 50,701,806 | 6,560,824 |
| | 奨学費 | 164,815,000 | 159,959,686 | 4,855,314 |
| | 印刷製本費 | 37,250,820 | 28,581,185 | 8,669,635 |
| | 通信運搬費 | 23,056,000 | 17,432,254 | 5,623,746 |
| | 修繕費 | 79,328,587 | 57,912,333 | 21,416,254 |
| | 実験実習費 | 35,763,000 | 28,255,479 | 7,507,521 |
| | 学生生徒等福利厚生費 | 12,754,000 | 11,173,798 | 1,580,202 |
| | 課外教育活動費 | 8,806,900 | 6,616,135 | 2,190,765 |
| | 賃借料 | 117,065,000 | 114,920,437 | 2,144,563 |
| | 保守点検委託費 | 213,351,128 | 211,581,136 | 1,769,992 |
| | 諸会費 | 19,595,000 | 17,156,203 | 2,438,797 |
| | 公租公課 | 649,490 | 564,286 | 85,204 |
| | 損害保険料 | 6,787,000 | 5,485,621 | 1,301,379 |
| | 会議費 | 129,280 | 79,280 | 50,000 |
| | 支払報酬等 | 19,488,000 | 15,396,944 | 4,091,056 |
| | 生徒輸送費 | 226,743,343 | 226,725,393 | 17,950 |
| | 不動産取りこわし費 | 1,836,000 | 1,836,000 | 0 |
| | 雑費 | 62,319,335 | 50,308,380 | 12,010,955 |
| | 減価償却額 | 629,907,460 | 629,889,673 | 17,787 |
| | 管理経費 | 474,253,000 | 445,304,523 | 28,948,477 |
| | 消耗品費 | 12,591,000 | 8,837,567 | 3,753,433 |
| | 光熱水費 | 11,201,673 | 11,023,561 | 178,112 |
| 旅費交通費 | 14,582,178 | 13,707,675 | 874,503 | |
| 印刷製本費 | 35,868,000 | 34,652,518 | 1,215,482 | |

| | | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
|---------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|-------------|
| 教育活動収支 | 事業活動支出の部 | 通信運搬費 | 12,743,153 | 10,565,426 | 2,177,727 |
| | | 修繕費 | 5,136,000 | 4,110,743 | 1,025,257 |
| | | 賃借料 | 22,883,700 | 21,399,821 | 1,483,879 |
| | | 保守点検委託費 | 42,987,000 | 40,873,721 | 2,113,279 |
| | | 諸会費 | 5,218,820 | 4,791,180 | 427,640 |
| | | 公租公課 | 21,875,287 | 21,711,894 | 163,393 |
| | | 損害保険料 | 4,409,000 | 3,962,748 | 446,252 |
| | | 会議費 | 500,000 | 339,820 | 160,180 |
| | | 支払報酬等 | 8,813,640 | 8,274,560 | 539,080 |
| | | 渉外費 | 16,625,000 | 14,733,492 | 1,891,508 |
| | | 広告料 | 115,178,964 | 113,432,968 | 1,745,996 |
| | | 福利厚生費 | 8,747,826 | 7,862,485 | 885,341 |
| | | 検定料等減免費 | 3,730,000 | 1,670,000 | 2,060,000 |
| | | 賄費 | 61,588,490 | 60,167,628 | 1,420,862 |
| | | 地方公共団体補助金返還金 | 40,000 | 40,000 | 0 |
| | | 雑費 | 28,263,380 | 21,892,917 | 6,370,463 |
| | | 減価償却額 | 41,269,889 | 41,253,799 | 16,090 |
| | | 徴収不能額等 | 12,967,000 | 2,075,000 | 10,892,000 |
| | | 徴収不能引当金繰入額 | 3,098,000 | 756,000 | 2,342,000 |
| | | 徴収不能額 | 9,869,000 | 1,319,000 | 8,550,000 |
| 教育活動支出計 | 6,219,628,000 | 6,075,100,452 | 144,527,548 | | |
| 教育活動収支差額 | | 73,749,000 | 224,885,170 | △ 151,136,170 | |
| 教育活動外収支 | 事業活動収入の部 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
| | | 受取利息・配当金 | 14,000,000 | 11,838,183 | 2,161,817 |
| | | その他の受取利息・配当金 | 14,000,000 | 11,838,183 | 2,161,817 |
| | | その他の教育活動外収入 | 15,000,000 | 20,000,000 | △ 5,000,000 |
| | | 収益事業収入 | 15,000,000 | 20,000,000 | △ 5,000,000 |
| | | 教育活動外収入計 | 29,000,000 | 31,838,183 | △ 2,838,183 |
| | | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
| | | 借入金等利息 | 270,000 | 270,000 | 0 |
| | | 借入金利息 | 270,000 | 270,000 | 0 |
| | | その他の教育活動外支出 | 0 | 0 | 0 |
| 教育活動外支出計 | 270,000 | 270,000 | 0 | | |
| 教育活動外収支差額 | | 28,730,000 | 31,568,183 | △ 2,838,183 | |
| 経常収支差額 | | 102,479,000 | 256,453,353 | △ 153,974,353 | |
| 特別収支 | 事業活動収入の部 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
| | | 資産売却差額 | 10,000,000 | 9,321,043 | 678,957 |
| | | 施設売却差額 | 0 | 2,458,388 | △ 2,458,388 |
| | | 設備売却差額 | 0 | 434,157 | △ 434,157 |
| | | 有価証券売却差額 | 10,000,000 | 6,428,498 | 3,571,502 |
| | | その他の特別収入 | 44,758,000 | 36,673,648 | 8,084,352 |
| | | 施設設備寄付金 | 25,100,000 | 25,545,003 | △ 445,003 |
| | | 現物寄付 | 8,945,000 | 11,128,645 | △ 2,183,645 |
| | | 施設設備補助金 | 10,713,000 | 0 | 10,713,000 |
| | | 過年度修正額 | 0 | 0 | 0 |
| | 特別収入計 | 54,758,000 | 45,994,691 | 8,763,309 | |
| | 事業活動支出の部 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
| | | 資産処分差額 | 44,100,000 | 31,443,613 | 12,656,387 |
| | | 有価証券売却差額 | 20,000,000 | 7,698,697 | 12,301,303 |
| | | 施設除却差額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 設備除却差額 | 24,100,000 | 23,744,916 | 355,084 |
| | | その他の特別支出 | 0 | 0 | 0 |
| | | 特別支出計 | 44,100,000 | 31,443,613 | 12,656,387 |
| | | 特別収支差額 | 10,658,000 | 14,551,078 | △ 3,893,078 |
| | | [予備費] | (0) | | 47,500,000 |
| 基本金組入前当年度収支差額 | | 65,637,000 | 271,004,431 | △ 205,367,431 | |
| 基本金組入額合計 | △ 295,860,000 | △ 277,437,753 | △ 18,422,247 | | |
| 当年度収支差額 | △ 230,223,000 | △ 6,433,322 | △ 223,789,678 | | |
| 前年度繰越収支差額 | △ 6,289,192,358 | △ 6,289,192,358 | 0 | | |
| 基本金取崩額 | 7,690,000 | 7,657,327 | 32,673 | | |
| 翌年度繰越収支差額 | △ 6,511,725,358 | △ 6,287,968,353 | △ 223,757,005 | | |
| (参考) | | | | | |
| 事業活動収入計 | | 6,377,135,000 | 6,377,818,496 | △ 683,496 | |
| 事業活動支出計 | | 6,311,498,000 | 6,106,814,065 | 204,683,935 | |

事業活動収支計算書

平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで

(単位 円)

| | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
|----------|----------------------|----------------------|--------------------|-------------------|
| 事業活動収入の部 | 学生生徒等納付金 | 4,766,400,000 | 4,760,352,565 | 6,047,435 |
| | 授業料 | 2,266,437,000 | 2,262,755,825 | 3,681,175 |
| | 入学金 | 436,910,000 | 438,040,000 | △ 1,130,000 |
| | 実験実習料 | 93,312,000 | 93,665,800 | △ 353,800 |
| | 施設設備資金 | 1,015,530,000 | 1,013,157,000 | 2,373,000 |
| | 教育振興費 | 3,900,000 | 3,900,000 | 0 |
| | 教育充実費 | 833,955,000 | 832,102,700 | 1,852,300 |
| | 特別協力費 | 3,900,000 | 3,900,000 | 0 |
| | その他負担金 | 112,456,000 | 112,831,240 | △ 375,240 |
| | 手数料 | 138,817,000 | 125,185,290 | 13,631,710 |
| | 入学検定料 | 133,577,000 | 118,595,000 | 14,982,000 |
| | 試験料 | 780,000 | 1,672,000 | △ 892,000 |
| | 証明手数料 | 960,000 | 1,171,500 | △ 211,500 |
| | 大学入試センター試験実施手数料 | 3,500,000 | 3,746,790 | △ 246,790 |
| | 寄付金 | 19,251,000 | 19,390,074 | △ 139,074 |
| | 特別寄付金 | 2,880,000 | 210,000 | 2,670,000 |
| | 一般寄付金 | 15,220,000 | 17,560,000 | △ 2,340,000 |
| | 現物寄付 | 1,151,000 | 1,620,074 | △ 469,074 |
| | 経常費等補助金 | 1,059,093,000 | 1,058,735,768 | 357,232 |
| | 国庫補助金 | 398,536,000 | 398,536,000 | 0 |
| | 地方公共団体補助金 | 660,557,000 | 660,199,768 | 357,232 |
| | 付随事業収入 | 83,740,000 | 86,277,704 | △ 2,537,704 |
| | 補助活動収入 | 70,680,000 | 71,529,314 | △ 849,314 |
| | 受託事業収入 | 13,060,000 | 14,748,390 | △ 1,688,390 |
| | 雑収入 | 301,305,000 | 307,464,474 | △ 6,159,474 |
| | 施設設備利用料 | 32,098,000 | 33,433,199 | △ 1,335,199 |
| | 退職給与引当金戻入額 | 0 | 183,417 | △ 183,417 |
| | 退職金社団交付金 | 60,000,000 | 60,005,999 | △ 5,999 |
| | 私立大学退職金財団交付金 | 188,400,000 | 188,408,100 | △ 8,100 |
| | 雑収入 | 20,807,000 | 25,433,759 | △ 4,626,759 |
| 教育活動収入計 | 6,368,606,000 | 6,357,405,875 | 11,200,125 | |
| 事業活動支出の部 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
| | 人件費 | 3,861,704,000 | 3,836,579,411 | 25,124,589 |
| | 教員人件費 | 2,759,826,102 | 2,759,826,102 | 0 |
| | 職員人件費 | 761,415,792 | 745,472,998 | 15,942,794 |
| | 役員報酬 | 29,198,418 | 29,198,418 | 0 |
| | 退職給与引当金繰入額 | 239,277,944 | 230,477,786 | 8,800,158 |
| | 退職金 | 71,985,744 | 71,604,107 | 381,637 |
| | 教育研究経費 | 2,098,623,000 | 2,024,331,337 | 74,291,663 |
| | 消耗品費 | 150,890,031 | 141,115,561 | 9,774,470 |
| | 光熱水費 | 141,767,644 | 139,406,292 | 2,361,352 |
| | 旅費交通費 | 53,404,606 | 47,918,297 | 5,486,309 |
| | 奨学費 | 185,709,599 | 184,820,424 | 889,175 |
| | 印刷製本費 | 34,982,696 | 27,532,932 | 7,449,764 |
| | 通信運搬費 | 22,501,000 | 14,727,802 | 7,773,198 |
| | 修繕費 | 152,040,000 | 144,710,563 | 7,329,437 |
| | 実験実習費 | 32,692,000 | 27,586,486 | 5,105,514 |
| | 学生生徒等福利厚生費 | 10,252,000 | 9,995,697 | 256,303 |
| | 課外教育活動費 | 8,996,000 | 6,690,618 | 2,305,382 |
| | 賃借料 | 120,533,718 | 117,442,163 | 3,091,555 |
| | 保守点検委託費 | 218,041,018 | 210,153,530 | 7,887,488 |
| | 諸会費 | 20,284,000 | 17,328,660 | 2,955,340 |
| | 公租公課 | 952,816 | 868,288 | 84,528 |
| | 損害保険料 | 6,901,000 | 5,762,849 | 1,138,151 |
| | 会議費 | 50,000 | 0 | 50,000 |
| | 支払報酬等 | 15,223,522 | 12,395,076 | 2,828,446 |
| | 生徒輸送費 | 210,595,341 | 210,595,341 | 0 |
| | 不動産取りこわし費 | 43,000 | 42,904 | 96 |
| | 雑費 | 53,883,009 | 47,290,389 | 6,592,620 |
| | 減価償却額 | 658,880,000 | 657,947,465 | 932,535 |
| | 管理経費 | 466,300,000 | 438,987,905 | 27,312,095 |
| 消耗品費 | 12,778,000 | 11,417,142 | 1,360,858 | |
| 光熱水費 | 10,337,912 | 9,532,967 | 804,945 | |
| 旅費交通費 | 15,102,524 | 13,880,853 | 1,221,671 | |
| 印刷製本費 | 34,363,000 | 32,770,679 | 1,592,321 | |

| | | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 | |
|---------|-----------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|
| 教育活動収支 | 事業活動支出の部 | 通信運搬費 | 10,152,237 | 7,812,863 | 2,339,374 | |
| | | 修繕費 | 5,718,226 | 3,756,945 | 1,961,281 | |
| | | 賃借料 | 23,012,000 | 21,534,768 | 1,477,232 | |
| | | 保守点検委託費 | 36,446,968 | 35,541,103 | 905,865 | |
| | | 諸会費 | 5,712,000 | 5,374,250 | 337,750 | |
| | | 公租公課 | 22,031,678 | 19,797,486 | 2,234,192 | |
| | | 損害保険料 | 4,565,130 | 4,259,308 | 305,822 | |
| | | 会議費 | 550,000 | 364,982 | 185,018 | |
| | | 支払報酬等 | 7,744,000 | 7,506,177 | 237,823 | |
| | | 渉外費 | 12,811,308 | 10,865,058 | 1,946,250 | |
| | | 広告料 | 127,067,164 | 124,183,007 | 2,884,157 | |
| | | 福利厚生費 | 9,529,039 | 7,724,244 | 1,804,795 | |
| | | 検定料等減免費 | 3,755,000 | 3,170,000 | 585,000 | |
| | | 賄費 | 63,770,482 | 63,641,083 | 129,399 | |
| | | 雑費 | 20,843,332 | 17,037,555 | 3,805,777 | |
| | | 減価償却額 | 40,010,000 | 38,817,435 | 1,192,565 | |
| | | 徴収不能額等 | 13,357,000 | 5,360,000 | 7,997,000 | |
| | | 徴収不能引当金繰入額 | 3,789,000 | 2,206,000 | 1,583,000 | |
| | | 徴収不能額 | 9,568,000 | 3,154,000 | 6,414,000 | |
| | | | 教育活動支出計 | 6,439,984,000 | 6,305,258,653 | 134,725,347 |
| | 教育活動収支差額 | △ 71,378,000 | 52,147,222 | △ 123,525,222 | | |
| 教育活動外収支 | 事業活動収入の部 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 | |
| | | 受取利息・配当金 | 34,000,000 | 31,593,664 | 2,406,336 | |
| | | その他の受取利息・配当金 | 34,000,000 | 31,593,664 | 2,406,336 | |
| | | その他の教育活動外収入 | 15,000,000 | 20,000,000 | △ 5,000,000 | |
| | | 収益事業収入 | 15,000,000 | 20,000,000 | △ 5,000,000 | |
| | | 教育活動外収入計 | 49,000,000 | 51,593,664 | △ 2,593,664 | |
| | 事業活動支出の部 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 | |
| | | 借入金等利息 | 330,000 | 330,000 | 0 | |
| | | 借入金利息 | 330,000 | 330,000 | 0 | |
| | | その他の教育活動外支出 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 教育活動外支出計 | 330,000 | 330,000 | 0 | |
| | 教育活動外収支差額 | 48,670,000 | 51,263,664 | △ 2,593,664 | | |
| | 経常収支差額 | △ 22,708,000 | 103,410,886 | △ 126,118,886 | | |
| 特別収支 | 事業活動収入の部 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 | |
| | | 資産売却差額 | 20,000,000 | 9,788,376 | 10,211,624 | |
| | | 設備売却差額 | 0 | 10,000 | △ 10,000 | |
| | | 有価証券売却差額 | 20,000,000 | 9,778,376 | 10,221,624 | |
| | | その他の特別収入 | 52,939,000 | 58,957,936 | △ 6,018,936 | |
| | | 施設設備寄付金 | 23,600,000 | 26,566,000 | △ 2,966,000 | |
| | | 現物寄付 | 19,439,000 | 22,485,813 | △ 3,046,813 | |
| | | 施設設備補助金 | 9,900,000 | 9,900,000 | 0 | |
| | | 過年度修正額 | 0 | 6,123 | △ 6,123 | |
| | | | 特別収入計 | 72,939,000 | 68,746,312 | 4,192,688 |
| | 事業活動支出の部 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 | |
| | | 資産処分差額 | 44,101,000 | 31,596,796 | 12,504,204 | |
| | | 有価証券売却差額 | 20,000,000 | 10,245,118 | 9,754,882 | |
| | | 施設除却差額 | 1,000 | 3 | 997 | |
| | | 設備除却差額 | 24,100,000 | 21,351,675 | 2,748,325 | |
| | | その他の特別支出 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 特別支出計 | 44,101,000 | 31,596,796 | 12,504,204 |
| | | | 特別収支差額 | 28,838,000 | 37,149,516 | △ 8,311,516 |
| | | | [予備費] | (0) | | 47,500,000 |
| | | | 基本金組入前当年度収支差額 | △ 41,370,000 | 140,560,402 | △ 181,930,402 |
| | 基本金組入額合計 | △ 523,600,000 | △ 482,823,761 | △ 40,776,239 | | |
| | 当年度収支差額 | △ 564,970,000 | △ 342,263,359 | △ 222,706,641 | | |
| | 前年度繰越収支差額 | △ 5,974,712,586 | △ 5,974,712,586 | 0 | | |
| | 基本金取崩額 | 24,780,000 | 27,783,587 | △ 3,003,587 | | |
| | 翌年度繰越収支差額 | △ 6,514,902,586 | △ 6,289,192,358 | △ 225,710,228 | | |
| | (参考) | | | | | |
| | 事業活動収入計 | 6,490,545,000 | 6,477,745,851 | 12,799,149 | | |
| | 事業活動支出計 | 6,531,915,000 | 6,337,185,449 | 194,729,551 | | |

事業活動収支計算書

平成28年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで

(単位 円)

| | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
|--------------|-----------------|---------------|---------------|--------------|
| 事業活動収入の部 | 学生生徒等納付金 | 4,531,173,000 | 4,517,202,900 | 13,970,100 |
| | 授業料 | 2,178,747,000 | 2,169,274,400 | 9,472,600 |
| | 入学金 | 349,520,000 | 354,375,000 | △ 4,855,000 |
| | 実験実習料 | 67,724,000 | 68,114,500 | △ 390,500 |
| | 施設設備資金 | 974,733,000 | 973,753,000 | 980,000 |
| | 教育振興費 | 23,300,000 | 22,100,000 | 1,200,000 |
| | 教育充実費 | 793,179,000 | 792,507,400 | 671,600 |
| | 特別協力費 | 23,300,000 | 22,100,000 | 1,200,000 |
| | その他負担金 | 120,670,000 | 114,978,600 | 5,691,400 |
| | 手数料 | 134,145,000 | 123,826,690 | 10,318,310 |
| | 入学検定料 | 132,354,000 | 121,361,000 | 10,993,000 |
| | 試験料 | 812,000 | 1,021,500 | △ 209,500 |
| | 証明手数料 | 979,000 | 1,279,250 | △ 300,250 |
| | 大学入試センター試験実施手数料 | 0 | 164,940 | △ 164,940 |
| | 寄付金 | 28,590,000 | 21,355,401 | 7,234,599 |
| | 特別寄付金 | 3,090,000 | 0 | 3,090,000 |
| | 一般寄付金 | 15,370,000 | 20,000,000 | △ 4,630,000 |
| | 現物寄付 | 10,130,000 | 1,355,401 | 8,774,599 |
| | 経常費等補助金 | 996,868,000 | 999,178,016 | △ 2,310,016 |
| | 国庫補助金 | 375,255,000 | 375,619,000 | △ 364,000 |
| | 地方公共団体補助金 | 621,613,000 | 623,559,016 | △ 1,946,016 |
| | 付随事業収入 | 81,089,000 | 81,558,877 | △ 469,877 |
| | 補助活動収入 | 70,250,000 | 69,144,140 | 1,105,860 |
| | 受託事業収入 | 10,839,000 | 12,414,737 | △ 1,575,737 |
| | 雑収入 | 261,572,000 | 274,713,635 | △ 13,141,635 |
| | 施設設備利用料 | 41,020,000 | 46,080,826 | △ 5,060,826 |
| | 退職給与引当金戻入額 | 8,000,000 | 8,984,467 | △ 984,467 |
| | 退職金社団交付金 | 109,440,000 | 109,446,500 | △ 6,500 |
| 私立大学退職金財団交付金 | 89,313,000 | 89,313,640 | △ 640 | |
| 雑収入 | 13,799,000 | 20,888,202 | △ 7,089,202 | |
| 教育活動収入計 | 6,033,437,000 | 6,017,835,519 | 15,601,481 | |
| 教育活動収支 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
| | 人件費 | 3,830,426,000 | 3,798,188,976 | 32,237,024 |
| | 教員人件費 | 2,769,435,111 | 2,769,435,111 | 0 |
| | 職員人件費 | 751,320,178 | 732,736,807 | 18,583,371 |
| | 役員報酬 | 29,417,866 | 29,183,010 | 234,856 |
| | 退職給与引当金繰入額 | 153,497,233 | 140,859,470 | 12,637,763 |
| | 退職金 | 126,755,612 | 125,974,578 | 781,034 |
| | 教育研究経費 | 2,030,698,000 | 1,916,589,194 | 114,108,806 |
| | 消耗品費 | 176,742,745 | 150,576,063 | 26,166,682 |
| | 光熱水費 | 145,016,108 | 127,390,243 | 17,625,865 |
| | 旅費交通費 | 57,028,568 | 49,902,720 | 7,125,848 |
| | 奨学費 | 152,458,000 | 136,812,304 | 15,645,696 |
| | 印刷製本費 | 33,530,000 | 27,152,711 | 6,377,289 |
| | 通信運搬費 | 22,348,416 | 15,747,622 | 6,600,794 |
| | 修繕費 | 66,812,904 | 65,823,142 | 989,762 |
| | 実験実習費 | 27,150,000 | 23,326,579 | 3,823,421 |
| | 学生生徒等福利厚生費 | 9,216,000 | 8,960,083 | 255,917 |
| | 課外教育活動費 | 10,571,507 | 8,835,378 | 1,736,129 |
| | 賃借料 | 119,590,215 | 117,799,877 | 1,790,338 |
| | 保守点検委託費 | 223,841,170 | 216,291,843 | 7,549,327 |
| | 諸会費 | 20,935,000 | 16,938,254 | 3,996,746 |
| | 公租公課 | 664,300 | 411,250 | 253,050 |
| | 損害保険料 | 7,779,054 | 6,999,123 | 779,931 |
| | 会議費 | 90,000 | 0 | 90,000 |
| | 支払報酬等 | 13,238,000 | 12,059,507 | 1,178,493 |
| | 生徒輸送費 | 183,211,296 | 183,133,332 | 77,964 |
| | 不動産取りこわし費 | 290,000 | 289,831 | 169 |
| | 雑費 | 63,467,000 | 51,830,384 | 11,636,616 |
| | 減価償却額 | 696,717,717 | 696,308,948 | 408,769 |
| | 管理経費 | 462,300,000 | 428,274,160 | 34,025,840 |
| | 消耗品費 | 9,348,433 | 8,416,951 | 931,482 |
| | 光熱水費 | 6,521,891 | 5,411,165 | 1,110,726 |
| 旅費交通費 | 15,582,430 | 13,123,373 | 2,459,057 | |
| 印刷製本費 | 36,339,131 | 33,570,267 | 2,768,864 | |

| | | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
|---------------|------------|-----------------|-----------------|---------------|-------------|
| 教育活動収支 | 事業活動支出の部 | 通信運搬費 | 9,372,707 | 7,011,856 | 2,360,851 |
| | | 修繕費 | 4,536,642 | 3,174,835 | 1,361,807 |
| | | 賃借料 | 22,728,000 | 21,292,218 | 1,435,782 |
| | | 保守点検委託費 | 32,095,407 | 29,859,338 | 2,236,069 |
| | | 諸会費 | 4,832,660 | 4,470,640 | 362,020 |
| | | 公租公課 | 21,363,531 | 21,138,368 | 225,163 |
| | | 損害保険料 | 5,220,264 | 4,819,124 | 401,140 |
| | | 会議費 | 585,000 | 413,324 | 171,676 |
| | | 支払報酬等 | 6,321,000 | 6,101,372 | 219,628 |
| | | 不動産取りこわし費 | 90,000 | 0 | 90,000 |
| | | 渉外費 | 25,521,182 | 19,704,423 | 5,816,759 |
| | | 広告料 | 132,601,690 | 125,315,801 | 7,285,889 |
| | | 福利厚生費 | 8,857,273 | 7,558,739 | 1,298,534 |
| | | 検定料等減免費 | 3,730,000 | 3,355,000 | 375,000 |
| | | 賄費 | 64,646,224 | 63,175,831 | 1,470,393 |
| | | 雑費 | 24,956,535 | 23,417,996 | 1,538,539 |
| | | 減価償却額 | 27,050,000 | 26,943,539 | 106,461 |
| | | 徴収不能額等 | 12,480,000 | 1,342,000 | 11,138,000 |
| | | 徴収不能引当金繰入額 | 2,990,000 | 1,342,000 | 1,548,000 |
| | | 徴収不能額 | 9,590,000 | 0 | 9,590,000 |
| | | 教育活動支出計 | 6,335,904,000 | 6,144,394,330 | 191,509,670 |
| 教育活動収支差額 | | △ 302,467,000 | △ 126,558,811 | △ 175,908,189 | |
| 教育活動外収支 | 事業活動収入の部 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
| | | 受取利息・配当金 | 40,000,000 | 43,448,317 | △ 3,448,317 |
| | | その他の受取利息・配当金 | 40,000,000 | 43,448,317 | △ 3,448,317 |
| | | その他の教育活動外収入 | 15,000,000 | 20,000,000 | △ 5,000,000 |
| | | 収益事業収入 | 15,000,000 | 20,000,000 | △ 5,000,000 |
| | | 教育活動外収入計 | 55,000,000 | 63,448,317 | △ 8,448,317 |
| | | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
| | | 借入金等利息 | 772,000 | 769,552 | 2,448 |
| | | 借入金利息 | 772,000 | 769,552 | 2,448 |
| | | その他の教育活動外支出 | 0 | 0 | 0 |
| 教育活動外支出計 | 772,000 | 769,552 | 2,448 | | |
| 教育活動外収支差額 | | 54,228,000 | 62,678,765 | △ 8,450,765 | |
| 経常収支差額 | | △ 248,239,000 | △ 63,880,046 | △ 184,358,954 | |
| 特別収支 | 事業活動収入の部 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
| | | 資産売却差額 | 26,000,000 | 26,494,453 | △ 494,453 |
| | | 有価証券売却差額 | 26,000,000 | 26,494,453 | △ 494,453 |
| | | その他の特別収入 | 40,380,000 | 49,331,933 | △ 8,951,933 |
| | | 施設設備寄付金 | 18,600,000 | 22,603,000 | △ 4,003,000 |
| | | 現物寄付 | 1,060,000 | 10,075,933 | △ 9,015,933 |
| | | 施設設備補助金 | 20,720,000 | 16,653,000 | 4,067,000 |
| | | 特別収入計 | 66,380,000 | 75,826,386 | △ 9,446,386 |
| | 事業活動支出の部 | 科 目 | 予 算 | 決 算 | 差 異 |
| | | 資産処分差額 | 79,910,000 | 69,570,529 | 10,339,471 |
| | | 有価証券売却差額 | 18,000,000 | 16,913,810 | 1,086,190 |
| | | 施設除却差額 | 10,000 | 0 | 10,000 |
| | | 設備除却差額 | 61,900,000 | 52,656,719 | 9,243,281 |
| | | その他の特別支出 | 0 | 0 | 0 |
| 特別支出計 | 79,910,000 | 69,570,529 | 10,339,471 | | |
| 特別収支差額 | | △ 13,530,000 | 6,255,857 | △ 19,785,857 | |
| [予備費] | | (0) | | 47,500,000 | |
| 基本金組入前当年度収支差額 | | △ 309,269,000 | △ 57,624,189 | △ 251,644,811 | |
| 基本金組入額合計 | | △ 373,820,000 | △ 368,504,947 | △ 5,315,053 | |
| 当年度収支差額 | | △ 683,089,000 | △ 426,129,136 | △ 256,959,864 | |
| 前年度繰越収支差額 | | △ 5,561,191,013 | △ 5,561,191,013 | 0 | |
| 基本金取崩額 | | 5,770,000 | 12,607,563 | △ 6,837,563 | |
| 翌年度繰越収支差額 | | △ 6,238,510,013 | △ 5,974,712,586 | △ 263,797,427 | |
| (参考) | | | | | |
| 事業活動収入計 | | 6,154,817,000 | 6,157,110,222 | △ 2,293,222 | |
| 事業活動支出計 | | 6,464,086,000 | 6,214,734,411 | 249,351,589 | |

貸 借 対 照 表

平成31年 3月31日

(単位 円)

| 資 産 の 部 | | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 科 目 | 本 年 度 末 | 前 年 度 末 | 増 減 |
| 固 定 資 産 | 21,760,088,731 | 22,089,681,756 | △ 329,593,025 |
| 有 形 固 定 資 産 | 17,240,775,949 | 17,690,598,846 | △ 449,822,897 |
| 土 地 | 3,751,140,666 | 3,734,235,159 | 16,905,507 |
| 建 物 | 10,920,977,914 | 11,372,053,129 | △ 451,075,215 |
| 構 築 物 | 410,510,224 | 464,643,074 | △ 54,132,850 |
| 教 育 研 究 用 機 器 備 品 | 674,258,163 | 623,682,431 | 50,575,732 |
| 管 理 用 機 器 備 品 | 42,794,030 | 46,839,716 | △ 4,045,686 |
| 図 書 | 1,433,639,621 | 1,439,594,826 | △ 5,955,205 |
| 車 両 | 7,455,331 | 9,550,511 | △ 2,095,180 |
| 特 定 資 産 | 2,721,738,000 | 2,403,878,000 | 317,860,000 |
| 退 職 給 与 引 当 特 定 資 産 | 811,200,000 | 811,200,000 | 0 |
| 施 設 設 備 維 持 引 当 特 定 資 産 | 243,506,000 | 225,646,000 | 17,860,000 |
| 学 園 維 持 引 当 特 定 資 産 | 1,667,032,000 | 1,367,032,000 | 300,000,000 |
| そ の 他 の 固 定 資 産 | 1,797,574,782 | 1,995,204,910 | △ 197,630,128 |
| 電 話 加 入 権 | 3,584,769 | 3,584,769 | 0 |
| 施 設 利 用 権 | 3,831,365 | 4,571,593 | △ 740,228 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 751,680 | 1,939,560 | △ 1,187,880 |
| 有 価 証 券 | 1,399,037,068 | 1,597,678,068 | △ 198,641,000 |
| 収 益 事 業 元 入 金 | 301,178,800 | 301,178,800 | 0 |
| 出 資 金 | 88,600,000 | 85,600,000 | 3,000,000 |
| 差 入 保 証 金 | 591,100 | 652,120 | △ 61,020 |
| 流 動 資 産 | 3,021,457,596 | 2,787,274,811 | 234,182,785 |
| 現 金 預 金 | 2,349,232,719 | 1,934,921,113 | 414,311,606 |
| 未 収 入 金 | 90,715,028 | 265,571,801 | △ 174,856,773 |
| 有 価 証 券 | 564,801,235 | 572,652,432 | △ 7,851,197 |
| 仮 払 金 | 0 | 35,000 | △ 35,000 |
| 前 払 金 | 16,708,614 | 14,094,465 | 2,614,149 |
| 資 産 の 部 合 計 | 24,781,546,327 | 24,876,956,567 | △ 95,410,240 |
| 負 債 の 部 | | | |
| 科 目 | 本 年 度 末 | 前 年 度 末 | 増 減 |
| 固 定 負 債 | 1,454,842,749 | 1,545,155,595 | △ 90,312,846 |
| 長 期 借 入 金 | 0 | 140,000,000 | △ 140,000,000 |
| 長 期 未 払 金 | 10,382,568 | 0 | 10,382,568 |
| 退 職 給 与 引 当 金 | 1,444,460,181 | 1,405,155,595 | 39,304,586 |
| 流 動 負 債 | 1,313,550,896 | 1,589,652,721 | △ 276,101,825 |
| 短 期 借 入 金 | 0 | 40,000,000 | △ 40,000,000 |
| 未 払 金 | 224,623,923 | 473,959,412 | △ 249,335,489 |
| 前 受 金 | 891,655,000 | 894,250,000 | △ 2,595,000 |
| 預 り 金 | 112,603,064 | 122,398,742 | △ 9,795,678 |
| 仮 受 金 | 84,668,909 | 59,044,567 | 25,624,342 |
| 負 債 の 部 合 計 | 2,768,393,645 | 3,134,808,316 | △ 366,414,671 |
| 純 資 産 の 部 | | | |
| 科 目 | 本 年 度 末 | 前 年 度 末 | 増 減 |
| 基 本 金 | 28,301,121,035 | 28,031,340,609 | 269,780,426 |
| 第 1 号 基 本 金 | 27,872,121,035 | 27,602,340,609 | 269,780,426 |
| 第 4 号 基 本 金 | 429,000,000 | 429,000,000 | 0 |
| 繰 越 収 支 差 額 | △ 6,287,968,353 | △ 6,289,192,358 | 1,224,005 |
| 翌 年 度 繰 越 収 支 差 額 | △ 6,287,968,353 | △ 6,289,192,358 | 1,224,005 |
| 純 資 産 の 部 合 計 | 22,013,152,682 | 21,742,148,251 | 271,004,431 |
| 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 24,781,546,327 | 24,876,956,567 | △ 95,410,240 |

直近3年度の収容定員充足率の状況

令和元年5月1日現在

(単位：人)

| 学部・学科等 | | 収容定員 | 在学生数 | 収容定員充足率 | |
|----------|-----------|--------|-------|---------|------|
| 岐阜聖徳学園大学 | 教育学部 | 学校教育課程 | 1,320 | 1,522 | 115% |
| | 経済情報学部 | 経済情報学科 | 600 | 597 | 99% |
| | 外国語学部 | 外国語学科 | 600 | 547 | 91% |
| | 看護学部 | 看護学科 | 320 | 336 | 105% |
| | 計 | | 2,840 | 3,002 | 105% |
| 短期大学部 | 幼児教育学科第一部 | | 200 | 149 | 74% |
| | 幼児教育学科第三部 | | 150 | 153 | 102% |
| | 計 | | 350 | 302 | 86% |

平成30年5月1日現在

(単位：人)

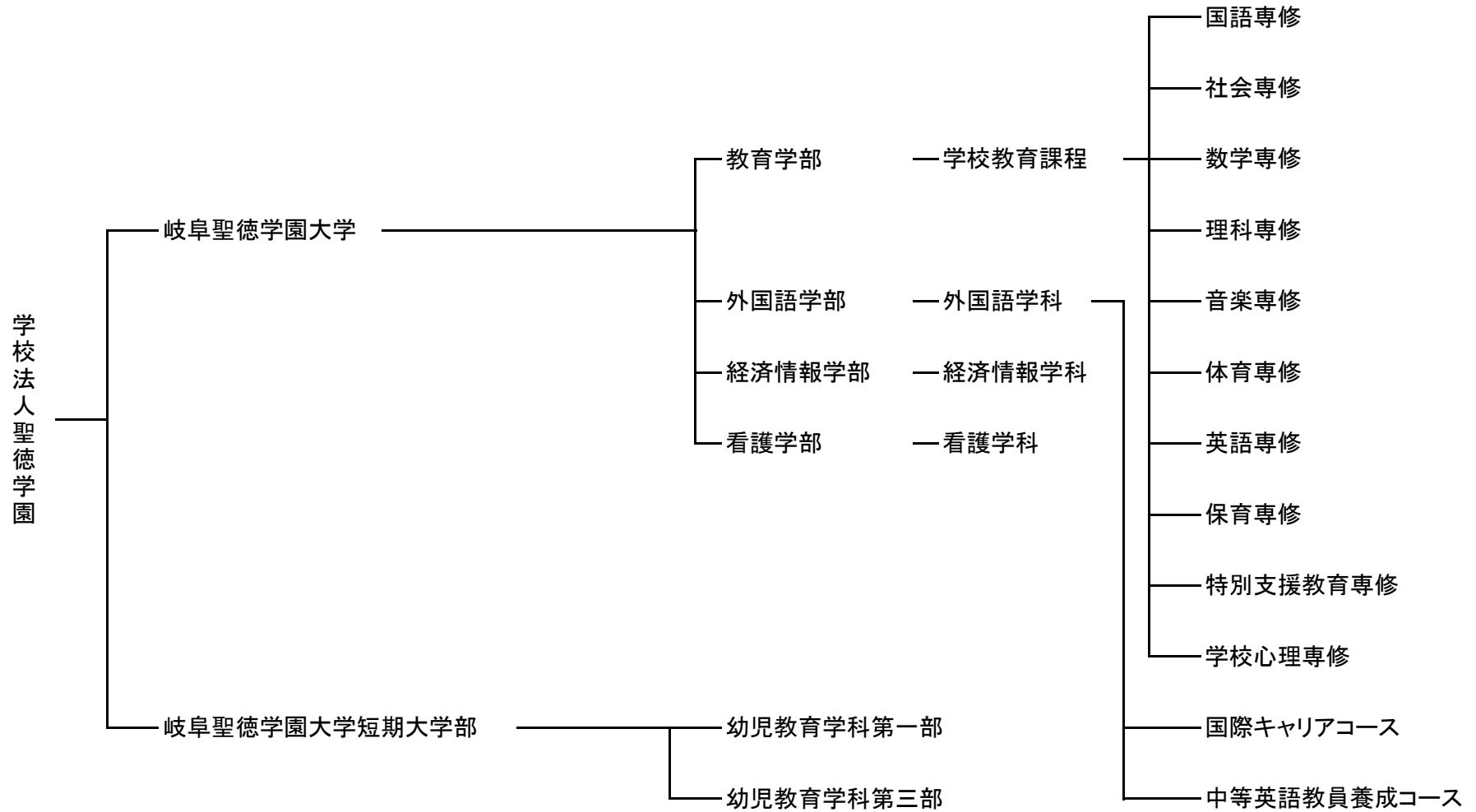
| 学部・学科等 | | 収容定員 | 在学生数 | 収容定員充足率 | |
|----------|-----------|--------|-------|---------|------|
| 岐阜聖徳学園大学 | 教育学部 | 学校教育課程 | 1,320 | 1,526 | 115% |
| | 経済情報学部 | 経済情報学科 | 600 | 589 | 98% |
| | 外国語学部 | 外国語学科 | 600 | 524 | 87% |
| | 看護学部 | 看護学科 | 320 | 307 | 95% |
| | 計 | | 2,840 | 2,946 | 103% |
| 短期大学部 | 幼児教育学科第一部 | | 200 | 192 | 96% |
| | 幼児教育学科第三部 | | 150 | 164 | 109% |
| | 計 | | 350 | 356 | 101% |

平成29年5月1日現在

(単位：人)

| 学部・学科等 | | 収容定員 | 在学生数 | 収容定員充足率 | |
|----------|-----------|--------|-------|---------|------|
| 岐阜聖徳学園大学 | 教育学部 | 学校教育課程 | 1,290 | 1,541 | 119% |
| | 経済情報学部 | 経済情報学科 | 650 | 553 | 85% |
| | 外国語学部 | 外国語学科 | 600 | 516 | 86% |
| | 看護学部 | 看護学科 | 240 | 226 | 94% |
| | 計 | | 2,780 | 2,836 | 102% |
| 短期大学部 | 幼児教育学科第一部 | | 200 | 199 | 99% |
| | 幼児教育学科第三部 | | 150 | 166 | 110% |
| | 計 | | 350 | 365 | 104% |

確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧



実務経験のある教員による授業科目の配置一覧

| 講義コード | 年度 | 開講責任部署 | 科目名 | 単位 | 全学 | 学部 | 専門 | 講義区分 | 担当教員 | 実務家教員 | 実務経験を生かした授業内容 |
|-----------|--------|-----------|----------|----|----|----|----|------|-------|-----------------------------------|--|
| 1 5755111 | 2019年度 | 幼児教育学科第一部 | 子どもの保健A | 2 | | | 2 | 講義 | 大西 薫 | 看護師 | 乳児健診・小児科/産婦人科勤務の経験を生かし、子どもの発育・発達の特徴や保健活動について講義を行う |
| 2 5755611 | 2019年度 | 幼児教育学科第一部 | 子ども家庭福祉 | 2 | | | 2 | 講義 | 徳広 圭子 | 社会福祉士・精神保健福祉士 | ソーシャルワーカーとしての現場経験を活かし、子ども家庭福祉の理論と実際について講義する。 |
| 3 5756111 | 2019年度 | 幼児教育学科第一部 | 社会的養護A | 2 | | | 2 | 講義 | 児玉 俊郎 | 児童養護施設・乳児院を経験、要保護児童対策地域協議会委員長(現在) | 施設経験や第三者評価の項目にあわせて、具体的な場面を想定し、原理原則を理解する。 |
| 4 5749111 | 2019年度 | 幼児教育学科第一部 | 障害児保育 I | 1 | | | 1 | 演習 | 勝野 愛子 | 幼稚園教諭・保育士 | 幼稚園・保育所での現場経験を生かし、インクルーシブ保育、統合保育の意義や保育者の役割について講義する |
| 5 5749211 | 2019年度 | 幼児教育学科第一部 | 障害児保育 II | 1 | | | 1 | 演習 | 勝野 愛子 | 幼稚園教諭・保育士 | 幼稚園・保育所での現場経験を生かし、インクルーシブ保育、統合保育の意義や教師の役割について講義する |
| 6 5715911 | 2019年度 | 幼児教育学科第一部 | 乳児保育 I | 1 | | | 1 | 演習 | 西垣 直子 | 保育所の保育士・園長実務経験者 | 保育現場での実際の事例や画像を紹介しながら、0歳以上3歳未満児の発達について具体的に解説する。 |
| 7 5716011 | 2019年度 | 幼児教育学科第一部 | 乳児保育 II | 1 | | | 1 | 演習 | 西垣 直子 | 保育所の保育士・園長実務経験者 | 保育現場での実体験を交えながら、0歳以上3歳未満児の生活・遊びの様子や関わり方を具体的に解説する。 |
| 総単位数 | | | | 10 | 0 | 0 | 10 | | | | |

実務経験のある教員による授業科目の配置一覧

| 講義コード | 年度 | 開講責任部署 | 科目名 | 単位 | 全学 | 学部 | 専門 | 講義区分 | 担当教員 | 実務家教員 | 実務経験を生かした授業内容 |
|-----------|--------|-----------|----------|----|----|----|----|------|--------|-----------------------------------|--|
| 1 5747831 | 2019年度 | 幼児教育学科第三部 | 子どもの保健 I | 2 | | | 2 | 講義 | 大西 薫 | 看護師 | 乳児健診・小児科/産婦人科勤務の経験を生かし、子どもの発育・発達の特徴や保健活動について講義を行う |
| 2 5755631 | 2019年度 | 幼児教育学科第三部 | 子ども家庭福祉 | 2 | | | 2 | 講義 | 徳広 圭子 | 社会福祉士・精神保健福祉士 | ソーシャルワーカーとしての現場経験を活かし、子ども家庭福祉の理論と実際について講義する。 |
| 3 5748731 | 2019年度 | 幼児教育学科第三部 | 社会的養護 I | 2 | | | 2 | 講義 | 児玉 俊郎 | 児童養護施設・乳児院を経験、要保護児童対策地域協議会委員長(現在) | 施設経験や第三者評価の項目にあわせて、具体的な場面を想定し、原理原則を理解する。 |
| 4 5749131 | 2019年度 | 幼児教育学科第三部 | 障害児保育 I | 1 | | | 1 | 演習 | 和仁 正子 | 幼稚園教諭・保育士 | 幼稚園・保育所での現場経験を生かし、インクルーシブ保育、統合保育の意義や保育者の役割について講義する |
| 5 5749231 | 2019年度 | 幼児教育学科第三部 | 障害児保育 II | 1 | | | 1 | 演習 | 和仁 正子 | 幼稚園教諭・保育士 | 幼稚園・保育所での現場経験を生かし、インクルーシブ保育、統合保育の意義や教師の役割について講義する |
| 6 5715931 | 2019年度 | 幼児教育学科第三部 | 乳児保育 I | 1 | | | 1 | 演習 | 大堀 千保子 | 保育所の保育士・園長実務経験者 | 保育現場での実際の事例や画像を紹介しながら、0歳以上3歳未満児の発達について具体的に解説する。 |
| 7 5716031 | 2019年度 | 幼児教育学科第三部 | 乳児保育 II | 1 | | | 1 | 演習 | 大堀 千保子 | 保育所の保育士・園長実務経験者 | 保育現場での実体験を交えながら、0歳以上3歳未満児の生活・遊びの様子や関わり方を具体的に解説する。 |

総単位数 10 0 0 10

<講義コード> 5755111

<開講学部> 幼児教育学科第一部

2019年度

| | | | | | |
|----------------|--|---|------|--------|-----------|
| 科目名 | 子どもの保健A | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 大西 薫 |
| | | 2単位 | 講義 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の理解」「保育の技能」 | | | ナンバリング | J11CEM120 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | 該当なし | | | 実務家教員 | 看護師 |
| 実務経験を生かした授業内容 | 乳児健診・小児科/産婦人科勤務の経験を生かし、子どもの発育・発達の特徴や保健活動について講義を行う | | | | |
| 到達目標及びテーマ | 子どもの心身の健康増進を図る保健活動の意義を理解し、身体的な発育・発達について学ぶ。また、子どもの心身の健康状態とその把握の方法について理解を深め、子どもの疾病とその予防法および他職種との連携・協働のもと、保育者として適切な対応を実践するための知識を習得できる。 | | | | |
| 授業の概略 | 子どもの心身の健康を維持・増進するための基本的知識を身につけるとともに、子どもに特有な病気やその予防について学習をすすめる。子どもの保健は医学や看護の知識のほか、福祉、運動、栄養、情報など、様々な領域の知識が必要となる。保育者として必要とされる知識を習得し、保育における保健的対応に必要な基礎的事項を学び、子どもの健やかな育ちに関して理解を深める。学習範囲が広範囲にわたるため、中間テストを行う。 | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | ガイダンス 講義内容の説明・評価方法の確認・事前/事後学習に関する注意など | | | | |
| 第2回 | 生命の保持と情緒の安定にかかる保健活動の意義と目的 保育所保育指針における養護のねらいについて学習し、養護と教育を一体的に行う保育について理解を深める | | | | |
| 第3回 | 健康の概念と健康指針 健康とは何か、健康の概念整理と「こころ」の健康について理解する | | | | |
| 第4回 | 現代社会における子どもの健康に関する現状と母子保健・地域における保健活動 子どもの健康や母子保健に関わる統計資料から現状と、様々な母子保健施策や地域保健活動・子ども虐待防止に関する保育所の役割を理解する | | | | |
| 第5回 | 身体発育及び運動機能の発達と保健 身体発育と運動機能や発達の評価を理解する。 | | | | |
| 第6回 | 生理機能の発達と保健 ヒトの身体を維持するための様々な生理機能を理解する | | | | |
| 第7回 | 健康状態の観察および体調不良の早期発見 子どもの健康観察と体調不良の見極めについて理解する | | | | |
| 第8回 | 発育・発達の把握と健康診断・保護者との情報共有 保育者の「気づき」を保護者とどのように共有するのか、保護者とのコミュニケーションについて理解する。 | | | | |
| 第9回 | 振り返りテスト 30分 持ち込み不可。テスト終了後講義あり。 子どもの主な疾病の特徴①新生児の病気、先天性の病気の理解 | | | | |
| 第10回 | 子どもの主な疾病の特徴②循環器・呼吸器・血液・消化器の病気の理解 | | | | |
| 第11回 | 子どもの主な疾病の特徴③アレルギー、免疫、腎泌尿器、内分泌、脳の病気の理解 | | | | |
| 第12回 | 子どもの主な疾病の特徴④感染症1 感染症とは何か？ 誰もが罹る病気について、保育所における感染症対策ガイドラインを踏まえ、疾病の理解を深める | | | | |
| 第13回 | 子どもの主な疾病の特徴⑤感染症2 感染症を予防するための予防接種やワクチン、予防接種のスケジュールについて理解する | | | | |
| 第14回 | 子どもの主な疾病の特徴⑥目、耳、皮膚の病気の理解 | | | | |
| 第15回 | まとめ 子どもの疾病の予防と適切な対応 日々の健康観察の重要性と保育者だから分かる子どもの健康への「気づき」を再確認し理解する。 | | | | |
| | 定期試験 | | | | |
| 事前学修 | 2時間/回 | ガイダンス時に各講義の該当ページの確認を行うので、講義毎に事前にテキストを読んで講義に出席すること。 | | | |
| 事後学修 | 2時間/回 | 配布プリント、板書を見直し講義内容の理解を深めること | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | 70 % | 子どもの保健に関する理解を前提に、学習した内容に関するテスト(筆記・持ち込み不可)を実施する | | | |
| レポート | 10 % | 提示された課題について、①正しい内容が記載されている、②調べ学習や資料に基づいた報告ができる、③期日厳守、の3つの視点から評価する | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 20 % | 第9回講義において、第1～8回までの学習到達度の確認試験(筆記・持ち込み不可)を行う | | | |
| 教科書 | 子どもの保健 中央法規 ISBN 978-4-80058-5791-5C3036 | | | | |
| 参考資料 | 保育所保育指針 他、講義内で適宜紹介する | | | | |

| | | | | | |
|----------------|---|---|------|--------|---------------|
| 科目名 | 子ども家庭福祉 | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 徳広 圭子 |
| | | 2単位 | 講義 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の理解」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J11CEM227 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | ディスカッション・ディベート | | | 実務家教員 | 社会福祉士・精神保健福祉士 |
| 実務経験を生かした授業内容 | ソーシャルワーカーとしての現場経験を活かし、子ども家庭福祉の理論と実際について講義する。 | | | | |
| 到達目標及びテーマ | 保育者として身につけておくべき「子ども家庭福祉(=児童家庭福祉)」に関する価値・知識・技術を修得し、子ども家庭福祉を担う専門家として身につけておくべき子ども観を論じることができる。 | | | | |
| 授業の概略 | この授業では、①現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷、②子どもの権利、③子ども家庭福祉の制度や実施体系、④子ども家庭福祉の現状と課題、⑤子ども家庭福祉の動向と展望、について身近に起きている具体的問題を取り上げながら学ぶ。学生諸氏には受身的な授業参加姿勢でなく、常に自らの問題意識と照らし合わせながら主体的な姿勢で臨むことを希望する。なおこの授業では、「児童家庭福祉」のことを「子ども家庭福祉」と称する。 | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷(1)現代社会と子ども家庭福祉 | | | | |
| 第2回 | 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷(2)子ども家庭福祉の理念と概念 | | | | |
| 第3回 | 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷(3)子ども家庭福祉の歴史の変遷①諸外国の動向 | | | | |
| 第4回 | 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷(4)子ども家庭福祉の歴史の変遷②わが国の動向 | | | | |
| 第5回 | 児童の権利に関する条約と子ども家庭福祉 | | | | |
| 第6回 | 子ども家庭福祉の制度と実施体系(1)子ども家庭福祉の制度と法体系 | | | | |
| 第7回 | 子ども家庭福祉の制度と実施体系(2)子ども家庭福祉の実施体系と児童福祉施設 | | | | |
| 第8回 | 子ども家庭福祉の制度と実施体系(3)子ども家庭福祉の専門職 | | | | |
| 第9回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(1)少子化と地域子育て支援 | | | | |
| 第10回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(2)多様な保育ニーズへの対応と子どもの健全育成 | | | | |
| 第11回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(3)母子保健と障害のある子どもへの対応 | | | | |
| 第12回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(4)子ども虐待・DV(ドメスティックバイオレンス)とその防止、社会的養護 | | | | |
| 第13回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(5)少年非行等への対応 | | | | |
| 第14回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(6)ひとり親家庭や貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応 | | | | |
| 第15回 | これからの子ども家庭福祉 | | | | |
| | 定期試験 | | | | |
| 事前学修 | 2時間/回 | 第1～15回:テキストの指示された範囲を熟読し、まとめておくこと。受講に際しては新聞やテレビなどで子ども家庭福祉に関するニュースをよく見ておくことが望ましい。 | | | |
| 事後学修 | 2時間/回 | 第1～15回:授業で学修したことを整理し、ポイントを復習すること。 | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | 70 % | 講義で学修した「子ども家庭福祉」に関する価値・知識・技術を理解し、身につけているかを試す問題を主に出题する。 | | | |
| レポート | 20 % | レポート課題を出し、理解度に応じて評価する。 | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 10 % | 公欠を含め、授業を欠席したときは、期日までに課題レポートを提出すれば評価する。授業への参加度も加味する。 | | | |
| 教科書 | 比嘉真人『輝く子どもたち 子ども家庭福祉論』(株)みらい、ISBN:9784860154035 | | | | |
| 参考資料 | 「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、過年度に「社会福祉」で使用したテキスト、『保育福祉小六法2018』(株)みらい、 http://www.mhlw.go.jp/ (厚生労働省)、 http://www.cao.go.jp/ (内閣府)。 | | | | |

| 科目名 | 社会的養護A | | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 児玉 俊郎 |
|----------------|---|---|-----|--------|-----------------------------------|-------|
| | | | 2単位 | 講義 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の理解」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J11CEM133 | |
| アクティブ・ラーニングの要素 | グループワーク | | | 実務家教員 | 児童養護施設・乳児院を経験、要保護児童対策地域協議会委員長(現在) | |
| 実務経験を生かした授業内容 | 児童養護施設・乳児院での現場経験を活かし、具体的な場面を想定し、原理原則を理解する。 | | | | | |
| 到達目標及びテーマ | 人と関わる仕事をするうえで子どもの権利について学びながら、自分はどうのような価値観もっているのか向き合うことで、支援する上で重要である信頼を得るための権利保障について考えることができ、保育士の将来のあるべき姿を明確にすることができる。同じく、様々な機関の役割や機能について学ぶことで、自分が活き活きできるようなところはどこなのかを考えることができる。 | | | | | |
| 授業の概略 | 現代社会の子どもや保護者の現状を踏まえながら、人と関わる上での基本的な考えを社会的養護の現状を学びながら考えていく。子どもたちの人権擁護の立場に立つとはどういう自分を目指さなければならないのか、現場の事例など取り入れながら考えていく。具体的には、虐待・発達障がい・子どもの権利条約・様々な機関の役割と機能について学んでいく。この講義は一方的に聞く講義ではなくとも考える講義である。そのため、自分が理解できるノートを作成することに重きをおきたい。毎回の講義において作成したノートの振り返りと時間の講義に向けて出された課題の答えを必ず考えておくことが重要である。 | | | | | |
| 授業計画 | | | | | | |
| 第1回 | <保育士の2つの役割と5つの課題> 資格を得るとはどういうことなのか、そのために何をしなければならないのかを、具体的事例に基づきながら考えていく。 | | | | | |
| 第2回 | <現代社会の子どもたちの現状について> 歴史的に子どもたちはどのように守られてきたのかを踏まえつつ、子どもたちの現状について発表してもらいつつ、何を解決することが子どもたちを守ることになるのか一緒に考える。 | | | | | |
| 第3回 | <子どもの権利条約の成り立ちと日本の現状について> 長い歴史の中で様々な子どもを守る話し合いが国連で行われてきたがなぜこの条約が作られた意味を考える。 | | | | | |
| 第4回 | <子どもの権利条約 第2・3条> 差別とはどういうことを言うのか歴史や現代を見ながら考えていく。最善の利益とはどういうことなのか事例を踏まえて考えていく。 | | | | | |
| 第5回 | <子どもの権利条約 第6・12条> 命を守り子どもの権利を保障し続けるとはどういうことなのか考え、自分はどうあるべきなのかを考える。 | | | | | |
| 第6回 | <児童虐待防止の流れ> 児童虐待対応の流れについて学び、保育者がまず何をしなければならないのかを一緒に考えていく。 | | | | | |
| 第7回 | <児童虐待防止法について> 児童虐待の種類と定義について学び、それぞれの種類が具体的にどのような大人の行為をさせているのか考え問うていく。 | | | | | |
| 第8回 | <児童相談所の役割と機能について> 児童相談所の相談の流れについて学び、児童相談所の様々な権限を知ることによって保育現場で子どもたちが守られていくことを実感する。里親の種類と養子縁組との違いを学び、子どもの権利擁護の立場から課題について考える。 | | | | | |
| 第9回 | <社会的養護の課題> 社会的養護の施設運営指針を学びながら、社会的養護の理念を原則について学ぶ。それを踏まえてFSW/個別担当職員/心理担当職員/保育士等の役割と連携について学ぶ。 | | | | | |
| 第10回 | <社会的養護の体系について> 施設養護と家庭的養護がどのような体系になっているのかを学び、今後どのような方向に向かうのか学び、何を大切にすることが重要なのかを考える。 | | | | | |
| 第11回 | <児童養護施設と乳児院の実態と課題について> 施設入所の調査及び退所した子どもたちの言葉に基づき実態を知る中で、保育者として何を大切にどのような資質を身につけなければならないか考える。 | | | | | |
| 第12回 | <その他の児童福祉施設の実態と課題について> 法律によって子どもたちは守られていると思っているが、実態は人によって守られているということを実感する。 | | | | | |
| 第13回 | <施設養護の4つのケアについて①> 施設養護を考えるうえで最も大切なアドミッションケアにおいて押さなければならないことは何か。インケアにおいて分析することの大切さについて学ぶ。 | | | | | |
| 第14回 | <施設養護の4つのケアについて②> 施設養護の大きな目的である「自立」に向けて大切なリーピングケアについて学び、退所していく子どもたちの生きにくさについて考える。 | | | | | |
| 第15回 | <保育者に求められているもの> 全講義内容を振り返る中で保育者として何が求められているのかを考え、自分の言葉に記す。 | | | | | |
| 定期試験 | | | | | | |
| 事前学修 | 2時間/回 | 各講義の項目に関する内容を必ずどう内容なのかを予習しておく。大きくは、保育者の役割と課題・子どもの権利保障・児童虐待・児童福祉施設の実態・施設ケアについてである。また、課題を出しますので必ず自らの見解を出しておく。 | | | | |
| 事後学修 | 2時間/回 | まずは、ノートの整理を行う。講義中の言葉や内容で不明瞭な内容は必ず次の講義にて質問をし自分のものとする。各講義において何がおさえなければならないのかを考えてノートの整理を行う。 | | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | | |
| 定期試験 | 90 % | 社会的養護に関してどこまで理解を深めているのか確認するために、社会の様々なしくみの意味を理解したかどうかの内容と抽象的な言葉の理解を確認するための筆記試験とする。 | | | | |
| レポート | 10 % | 講義内容を自分なりに理解したノート作成を行ってもらい、中間及び最終講義にて確認を行う。板書のみでなく何が大切かを理解し、自分が理解しやすいノートの作成をしているか確認をする。 | | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | % | | | | | |
| 教科書 | [社会的養護]喜多一憲監修ISBN978-4-86015-418-9(株)みらい | | | | | |
| 参考資料 | 厚生省HPの統計資料 | | | | | |

<講義コード> 5749111

<開講学部> 幼児教育学科第一部

2019年度

| | | | | | |
|----------------|--|--|------|--------|-----------|
| 科目名 | 障害児保育 I | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 勝野 愛子 |
| | | 1単位 | 演習 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の技能」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J12SUC226 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | 該当なし | | | 実務家教員 | 幼稚園教諭・保育士 |
| 実務経験を生かした授業内容 | 幼稚園・保育所での現場経験を生かし、インクルーシブ保育、統合保育の意義や保育者の役割について講義する | | | | |
| 到達目標及びテーマ | ①障害児保育の理念や歴史の変遷を学ぶ。 ②様々な障害児の特性や心身の発達について学び、個に応じた援助や配慮について学ぶ。 ③障害児その他の特別な配慮を要する子どもの保育に関する現状と課題について理解する。 | | | | |
| 授業の概略 | 本講義では、障害などの様々な支援が必要な子どもと保護者が豊かな乳幼児期を過ごすために、様々な障害や個別の教育・保育ニーズに関する基礎的な知識(特性と関わり)を学んでいく。 | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | 本講義の全体的な内容の確認と獲得してほしい保育士の資質について | | | | |
| 第2回 | 「障害」の概念と障害児保育・特別支援教育の歴史の変遷について | | | | |
| 第3回 | 障害児保育の基本となる考え方について(インクルージョン・合理的配慮・ノーマライゼーション等) | | | | |
| 第4回 | 障害児保育の仕組み(統合保育・インクルーシブ保育等) | | | | |
| 第5回 | 知的障害の子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第6回 | 聴覚障害のある子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第7回 | 視覚障害の子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第8回 | 肢体不自由のある子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第9回 | 病弱の子どもたち・医療的ケアの行うような子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第10回 | 自閉症スペクトラムの子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第11回 | 発達障害(ADHD・LD)のある子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第12回 | ダウン症候群のある子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第13回 | その他の障害等のある子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第14回 | 特別な支援が必要な子どもの現状と課題(母語が日本語でない子どもへの支援についてのスポット講師講話) | | | | |
| 第15回 | まとめ | | | | |
| 事前学修 | 0.5時間/回 | 毎回配布する振り返りノートを完成させる。授業では障害児保育に関する基礎的な知識を習得するため、指定された用語について調べておく。また、事例検討も行うため、事前に配布した事例の文章を読み込んでおく。毎回、小テスト(持ち込み不可)を行うので、必ず復習しておくこと。 | | | |
| 事後学修 | 0.5時間/回 | 毎回配布する振り返りノートが完成しているか自己評価を行う。 | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | % | | | | |
| レポート | 40 % | 中間レポートと最終レポートで評価する | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 60 % | 毎回の授業後の振り返りノート、小テスト・レポート課題 | | | |
| 教科書 | 授業中に適宜資料を配付する。 | | | | |
| 参考資料 | 幼稚園教育要領、特別支援学校幼稚園部教育要領、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育保育要領 | | | | |

| | | | | | |
|----------------|---|--|------|--------|-----------|
| 科目名 | 障害児保育Ⅱ | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 勝野 愛子 |
| | | 1単位 | 演習 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の技能」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J12SUC227 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | グループワーク | | | 実務家教員 | 幼稚園教諭・保育士 |
| 実務経験を生かした授業内容 | 幼稚園・保育所での現場経験を生かし、インクルーシブ保育、統合保育の意義や教師の役割について講義する | | | | |
| 到達目標及びテーマ | ①障害児その他の特別な配慮を要する子どもの保育(支援)計画の作成や援助の具体的な方法について理解する。 ②障害児その他の特別な配慮を要する子どもの家庭への支援や関係機関との連携について理解する。 | | | | |
| 授業の概略 | 本講義では、様々な障害の基礎的な知識を学び、障害児と保護者が豊かな乳幼児期を過ごすために対象者の最善の利益を考え、個別のニーズに応じた適切なサポートを考え、障害のある子どもたちへの保育や教育方法について学んでいく。 | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | 障害のある子どもの保育に関する最近の動向(1)障害児に関する国の政策/地域の社会資源と支援に対する連携 | | | | |
| 第2回 | 障害のある子どもの保育に関する最近の動向(2)幼稚園教育要領と保育所保育指針等を踏まえた障害児保育の基本と取り組み | | | | |
| 第3回 | 障害のある子どもの保育に関する最近の動向(3)障害児に支援を行っている機関や団体について | | | | |
| 第4回 | 職員間の連携と協働の重要性について | | | | |
| 第5回 | 障害児保育を支える記録と評価について—個別の支援計画と指導計画— | | | | |
| 第6回 | 障害児保育の実践例(1)—自己をコントロールすることに困難がある子どもの事例— グループでの支援方法の検討(グループワーク) | | | | |
| 第7回 | 障害児保育の実践例(2)—自己をコントロールすることに困難がある子どもの事例— 発表・解説 | | | | |
| 第8回 | 障害児保育の実践例(3)—障害のある子どもの事例— グループでの支援方法の検討(グループワーク) | | | | |
| 第9回 | 障害児保育の実践例(4)—障害のある子どもの事例— 発表・解説 | | | | |
| 第10回 | 子ども一人ひとりの発達を促す生活と遊びの環境設定について・グループでの支援方法の検討(グループワーク) | | | | |
| 第11回 | 子ども同士の関わりあいと育ちあいを意識した関わりについて・グループでの支援方法の検討(グループワーク) | | | | |
| 第12回 | 保護者や家族の抱える課題の整理と理解・支援方法の検討 | | | | |
| 第13回 | 小学校への支援内容の伝達方法と計画的連携について | | | | |
| 第14回 | 特別な支援が必要な子どもの現状と課題(家庭の貧困等を背景とした子どもへの支援についてのスポット講師による講話) | | | | |
| 第15回 | まとめ | | | | |
| 事前学修 | 0.5時間/回 | 毎回配布する振り返りノートを完成させる。配布された研究論文や文献がある場合は、翌回までに読み、わからない用語については調べておく。事例検討が中心のため、配布された事例の資料を事前に読み込んで、事例の基本的情報や主訴についてまとめておく。取り上げた事例については、授業で取り上げた後、個別計画表の作成を試みる。 | | | |
| 事後学修 | 0.5時間/回 | 各回で配布する資料やワークシートに目を通し、講義で学んだ内容を各自でまとめること。また、復習課題に取り組み、次の講義に備える。事例検討を行った場合は、実習やボランティアなどで出会った子どもを想定してどのような保育が実践できるか自分なりの考えを持つこと。また、小テストも実施するので必ず復習しておくこと。 | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | % | | | | |
| レポート | 40 % | 中間レポート課題及び最終レポートで評価する | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 60 % | 毎回の授業後に指示するレポート課題、小テスト | | | |
| 教科書 | 授業中に適宜資料を配付する。 | | | | |
| 参考資料 | 幼稚園教育要領、特別支援学校幼稚部要領、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育保育要領 | | | | |

| | | | | | |
|----------------|--|---|------|--------|-----------------|
| 科目名 | 乳児保育Ⅰ | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 西垣 直子 |
| | | 1単位 | 演習 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の理解」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J12SUC223 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | ディスカッション・ディベート | | | 実務家教員 | 保育所の保育士・園長実務経験者 |
| 実務経験を生かした授業内容 | 保育現場での実際の事例や画像を紹介しながら、0歳以上3歳未満児の発達について具体的に解説する。 | | | | |
| 到達目標及びテーマ | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を愛し、養護し、教育する専門職の3歳未満児担当保育士としてあるべき姿について、学修を通して自らの中に思い描き説明できる。 ・3歳未満児の発達課題・発達の道筋について学び、月齢ごとの乳幼児の発達の特徴を、具体的なイメージを伴って理解する。 ・保育所保育指針における乳児、1歳以上3歳未満児に関する保育の内容を理解し、演習を通して、ふさわしい保育士の関わりについて討議できる。 | | | | |
| 授業の概略 | <p>本科目での必須課題は、「3歳未満児の発達課題」と「発達の道筋」の理解である。映像や事例に触れながら、月齢を追って乳幼児の発達の特徴を学習する。それと共に、保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領における0～3歳未満児保育の内容を踏まえた上で、一人ひとりの子どもに応じた援助が出来るよう、具体的な関わり方を探る。また、乳児保育の理念と歴史及び社会的な役割・現状等について学習し、保育と家庭支援に携わる3歳未満児担当保育士としての専門知識の取得と自覚の向上を目指す。</p> | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | 乳児保育(現在の3歳未満児保育)の理念と歴史 保育者の専門性と人間性について | | | | |
| 第2回 | 3歳未満児の保育の現状と家庭・保育所・こども園・乳児院の役割 (保育所保育指針第1章・第4章、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3・第4章、乳児院養育指針) | | | | |
| 第3回 | 保育記録について 視点と書き方を学び、実際に記録を書いて発表する | | | | |
| 第4回 | 3歳未満児の発達課題と発達の特徴 (教科書第1章第1節) | | | | |
| 第5回 | 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領における乳児・満1～3歳未満児の保育のねらいと内容、養護と教育について (保育所保育指針第1章2、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第1-1) | | | | |
| 第6回 | 出生から3か月未満の子どもの発達と保育内容 (教科書第1章第2節1) | | | | |
| 第7回 | 6か月未満の子どもの発達と保育内容 (教科書第1章第2節2) | | | | |
| 第8回 | 6ヶ月から1歳3か月の子どもの発達と保育内容 (教科書第1章第2節3) | | | | |
| 第9回 | 愛着関係と自我の育ち (教科書第2章第1節) | | | | |
| 第10回 | 1歳3か月から2歳未満の子どもの発達と保育内容 (教科書第1章第2節4) | | | | |
| 第11回 | 子どもの表情や行動から思いを読み取る必要性の理解 映像を通して記録を書き、子どもの姿を読み取り、思いの推測を行う演習を行う。 | | | | |
| 第12回 | 2歳から3歳未満の子どもの発達と保育内容 (教科書第1章第2節5) | | | | |
| 第13回 | 3歳未満の子どもの発達に応じた遊び① 遊具を製作し、遊び方を工夫する | | | | |
| 第14回 | 3歳未満の子どもの発達に応じた遊び② 乳児の造形遊びを実際に体験する | | | | |
| 第15回 | 授業全体の総括と学修到達度の確認試験 | | | | |
| 事前学修 | 0.5時間/回 | 教科書、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の該当箇所を読んで予習をしておく。保育実習等を通して、日頃から3歳未満児への関心を深めておくこと。 | | | |
| 事後学修 | 0.5時間/回 | 教科書の該当箇所と配布されたプリントを読んで復習し、ノートを整理する。授業内で指示された課題は期限を守って提出すること。 | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | % | | | | |
| レポート | 30 % | 演習の成果をまとめたA4一枚のレポートを3回程度提出予定。理解度に応じて4段階で評価する。 | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 70 % | 15回目授業中に学修到達度の確認試験を行う。 | | | |
| 教科書 | <ul style="list-style-type: none"> ・『今求められる質の高い 乳児保育の実践と子育て支援』 榊原洋一・今井和子 編著 ミネルヴァ書房 ISBN 978-4-623-045670-6 ・保育所保育指針 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-577-81423-9 | | | | |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針解説 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-557-81448-2 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 内閣府 文部科学省 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-557-81424-6 ・乳児院養育指針 全国乳児福祉協議会広報・研修委員会編 全国社会福祉協議会(全国社会福祉協議会から取り寄せ可) | | | | |

| | | | | | |
|----------------|---|--|------|--------|-----------------|
| 科目名 | 乳児保育Ⅱ | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 西垣 直子 |
| | | 1単位 | 演習 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の理解」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J12SUC224 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | ディスカッション・ディベート | | | 実務家教員 | 保育所の保育士・園長実務経験者 |
| 実務経験を生かした授業内容 | 保育現場での実体験を交えながら、0歳以上3歳未満児の生活・遊びの様子や関わり方を具体的に解説する。 | | | | |
| 到達目標及びテーマ | <ul style="list-style-type: none"> 子ども一人ひとりの内面を理解する姿勢を身につけたうえで、3歳未満の子どもの発達と個人差に応じた具体的な関わりを工夫し、それを説明することができる。 3歳未満児の生活と遊びを支えるために必要な知識と応用の仕方を理解する。・保護者支援の必要性を理解し、連絡帳が記入できる。 個別指導案の作成方法を理解し立案できる。 | | | | |
| 授業の概略 | 乳児保育Ⅰで学んだ3歳未満児の発達の特徴を踏まえて、様々な場面でひとり一人の子どもにどのように関わるとよいかを、具体的な映像や事例を通して考察する。また、乳幼児の命を預かり、望ましい生活習慣を形成する者として必要な知識と応用を学ぶ。保育現場で生かせる遊びの実際も取り入れる。加えて、保護者との連携の具体的な方法や保育案作成を演習する。 | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | 3歳未満の生活と保育者の関わり① 食事 (教科書第3章第3節) | | | | |
| 第2回 | 3歳未満の生活と保育者の関わり② 着脱・排泄 (教科書第3章第4節) | | | | |
| 第3回 | 3歳未満の生活と保育者の関わり③ 睡眠・安全・清潔 (教科書第3章第1節第2節) | | | | |
| 第4回 | 欲ばり・自己主張とわがまま (事例を通して援助のあり方を検討する) (教科書第2章第3節3～7) | | | | |
| 第5回 | 葛藤をぐり抜けて育つ自立の芽生え (事例を通して援助のあり方を検討する) (教科書第2章第3節8) | | | | |
| 第6回 | 触れあい遊び・リズム遊びの実際 実技 | | | | |
| 第7回 | 3歳未満児にふさわしい玩具・遊び環境の工夫を映像を通して学ぶ | | | | |
| 第8回 | 3歳未満児の遊びに対する保育者の関わりを探る 映像を通して言葉掛けや表情のもたらす意味を考える | | | | |
| 第9回 | 豊かな言語環境について 実技「おはなし」の作成と発表 | | | | |
| 第10回 | クラス運営と職員間の連携・チームワークの重要性について(教科書第5章) 子育て支援者としての保育者の役割① 保護者との信頼関係を築くために (教科書第7章第1節) | | | | |
| 第11回 | 子育て支援者としての保育者の役割② 家庭連絡帳の書き方(教科書第7章第2節) | | | | |
| 第12回 | 子育て支援者としての保育者の役割③ 家庭連絡帳の内容検討 保育の計画と評価① (教科書第6章第2節1・2・3、保育所保育指針第1章3、幼保連携型認定こども園保育・教育要領第1章第2) | | | | |
| 第13回 | 保育の計画と評価② 個別指導計画の作成 (教科書第6章第2節4) | | | | |
| 第14回 | 保育の計画と評価③ 個別指導計画の検討 他機関との連携・保育現場での様々な仕事について | | | | |
| 第15回 | 授業全体の総括と学習到達度の確認試験 | | | | |
| 事前学修 | 0.5時間/回 | 教科書、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園保育・教育要領の該当箇所を読んで予習をする。保育実習等を通して、日頃から乳幼児と保育者の関わりを観察しておくこと。 | | | |
| 事後学修 | 0.5時間/回 | 教科書・保育所保育指針の該当箇所を読んで復習し、ノートをまとめる。授業内で支持された課題は、期限を守って提出すること。 | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | % | | | | |
| レポート | 30 % | 演習の成果をまとめたA4一枚のレポートを3回程度提出予定。理解度に応じて4段階で評価する。 | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 70 % | 15回目授業中に学修到達度の確認試験を行う。 | | | |
| 教科書 | 『今求められる質の高い 乳児保育の実践と子育て支援』 榑原洋一・今井和子 編著 ミネルヴァ書房 ISBN 978-4-623-045670-6 ・保育所保育指針 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-577-81423-9 | | | | |
| 参考資料 | ・保育所保育指針解説 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-577-81448-2 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 内閣府 文部科学省 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-577-81424-6 | | | | |

<講義コード> 5747831

<開講学部> 幼児教育学科第三部

2019年度

| | | | | | |
|----------------|---|---|------|--------|-----------|
| 科目名 | 子どもの保健Ⅰ | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 大西 薫 |
| | | 2単位 | 講義 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の理解」「保育の技能」 | | | ナンバリング | J32SUC110 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | 該当なし | | | 実務家教員 | 看護師 |
| 実務経験を生かした授業内容 | 乳児健診・小児科/産婦人科勤務の経験を生かし、子どもの発育・発達の特徴や保健活動について講義を行う | | | | |
| 到達目標及びテーマ | 子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本である。そこで、保育者として子どもの心と身体の健康を維持・増進するために必要な基本的知識を「子どもの保健Ⅰ」で身につけ、説明できる。具体的には、子どもの身体発育や生理機能及び運動機能、精神機能の発達と保健について理解し、子どもの健康と衛生環境および地域における母子保健の実際に関する知識を習得できる。 | | | | |
| 授業の概略 | 乳幼児期から思春期に至るまでの子どもを理解するための基本である心身の健やかな「発育・発達」や、子どもの生活支援の実際について、健康に関連する項目の学習を通じて理解を深める。学習範囲が広いため、中間テストを実施し、保健に関する知識理解を整理していく。 | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | ガイダンス 講義内容の説明・評価方法の確認・事前学習に関する注意 | | | | |
| 第2回 | 子どもの保健の基本 子どもの特徴や子どもの保健の目標・意義および保健活動、健康の概念について理解する | | | | |
| 第3回 | 子どもの発育・発達① 発育・発達、子どもの身体発育の特徴を理解する | | | | |
| 第4回 | 子どもの発育・発達② 子どもの発育発達の特徴、身体発育の評価について理解する | | | | |
| 第5回 | 子どもの生理機能と保育① 子どもの生理機能：体温・呼吸・脈拍について理解する | | | | |
| 第6回 | 子どもの生理機能と保育② 子どもの生理機能：感覚、排せつ、睡眠について理解する | | | | |
| 第7回 | 子どもの運動機能と保育① 原始反射・ひとり歩きまでの運動機能について理解する | | | | |
| 第8回 | 中間テスト(1～7回までの範囲)30分 持ち込み不可 テスト終了後、講義あり 子どもの運動機能と保育② 乳児の手の動き、反射の発達を理解する | | | | |
| 第9回 | 子どもの精神保健と保育① 中間テスト返却 子どもの言葉と情動の発達について理解する | | | | |
| 第10回 | 子どもの精神保健と保育② テスト・レポート提出 子どもの社会性の発達について、その概要を理解する | | | | |
| 第11回 | 子どもの栄養と保育① 子どもの栄養の特徴を保健の側面から理解する | | | | |
| 第12回 | 子どもの栄養と保育② 母乳と離乳、免疫機能について理解する | | | | |
| 第13回 | 母子保健対策と保育① 母子保健行政の理念および施策を理解する | | | | |
| 第14回 | 母子保健対策と保育② 家庭・職員間・専門機関および地域との連携・地域における子どもを守るための取り組み | | | | |
| 第15回 | まとめ | | | | |
| | 定期試験 | | | | |
| 事前学修 | 2時間/回 | ガイダンス時に各講義の当該ページを確認を行うので、講義毎に事前にテキストを読んで講義に出席すること。 | | | |
| 事後学修 | 2時間/回 | 配布プリント、板書を見直し講義内容の理解を深めること | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | 70 % | 子どもの保健に関する理解を前提に、前期に学習した内容(1～15回)に関するテスト(筆記・持ち込み不可)を実施する。 | | | |
| レポート | 10 % | 提示された課題について、①正しい内容が記載されている、②調べ学習や資料に基づいた報告ができていて、③期日厳守 | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 20 % | 第8回講義において、第1～7回までの学習到達度の確認試験(筆記・持ち込み不可)を行う。 | | | |
| 教科書 | 「子どもの保健 第7版追補」(診断と治療社) 巷野 悟郎編 | | | | |
| 参考資料 | 保育所保育指針 | | | | |

| | | | | | |
|----------------|---|---|------|--------|---------------|
| 科目名 | 子ども家庭福祉 | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 徳広 圭子 |
| | | 2単位 | 講義 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の理解」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J31CEM225 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | ディスカッション・ディベート | | | 実務家教員 | 社会福祉士・精神保健福祉士 |
| 実務経験を生かした授業内容 | ソーシャルワーカーとしての現場経験を活かし、子ども家庭福祉の理論と実際について講義する。 | | | | |
| 到達目標及びテーマ | 保育者として身につけておくべき「子ども家庭福祉(=児童家庭福祉)」に関する価値・知識・技術を修得し、子ども家庭福祉を担う専門家として身につけておくべき子ども観を論じることができる。 | | | | |
| 授業の概略 | この授業では、①現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷、②子どもの権利、③子ども家庭福祉の制度や実施体系、④子ども家庭福祉の現状と課題、⑤子ども家庭福祉の動向と展望、について身近に起きている具体的問題を取り上げながら学ぶ。学生諸氏には受身的な授業参加姿勢でなく、常に自らの問題意識と照らし合わせながら主体的な姿勢で臨むことを希望する。なおこの授業では、「児童家庭福祉」のことを「子ども家庭福祉」と称する。 | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷(1)現代社会と子ども家庭福祉 | | | | |
| 第2回 | 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷(2)子ども家庭福祉の理念と概念 | | | | |
| 第3回 | 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷(3)子ども家庭福祉の歴史の変遷①諸外国の動向 | | | | |
| 第4回 | 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷(4)子ども家庭福祉の歴史の変遷②わが国の動向 | | | | |
| 第5回 | 児童の権利に関する条約と子ども家庭福祉 | | | | |
| 第6回 | 子ども家庭福祉の制度と実施体系(1)子ども家庭福祉の制度と法体系 | | | | |
| 第7回 | 子ども家庭福祉の制度と実施体系(2)子ども家庭福祉の実施体系と児童福祉施設 | | | | |
| 第8回 | 子ども家庭福祉の制度と実施体系(3)子ども家庭福祉の専門職 | | | | |
| 第9回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(1)少子化と地域子育て支援 | | | | |
| 第10回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(2)多様な保育ニーズへの対応と子どもの健全育成 | | | | |
| 第11回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(3)母子保健と障害のある子どもへの対応 | | | | |
| 第12回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(4)子ども虐待・DV(ドメスティックバイオレンス)とその防止、社会的養護 | | | | |
| 第13回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(5)少年非行等への対応 | | | | |
| 第14回 | 子ども家庭福祉の現状と課題(6)ひとり親家庭や貧困家庭、外国籍の子どもとその家庭への対応 | | | | |
| 第15回 | これからの子ども家庭福祉 | | | | |
| | 定期試験 | | | | |
| 事前学修 | 2時間/回 | 第1～15回:テキストの指示された範囲を熟読し、まとめておくこと。受講に際しては新聞やテレビなどで子ども家庭福祉に関するニュースをよく見ておくことが望ましい。 | | | |
| 事後学修 | 2時間/回 | 第1～15回:授業で学修したことを整理し、ポイントを復習すること。 | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | 70 % | 講義で学修した「子ども家庭福祉」に関する価値・知識・技術を理解し、身につけているかを試す問題を主に出题する。 | | | |
| レポート | 20 % | レポート課題を出し、理解度に応じて評価する。 | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 10 % | 公欠を含め、授業を欠席したときは、期日までに課題レポートを提出すれば評価する。授業への参加度も加味する。 | | | |
| 教科書 | 比嘉真人『輝く子どもたち 子ども家庭福祉論』(株)みらい、ISBN:9784860154035 | | | | |
| 参考資料 | 「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、過年度に「社会福祉」で使用したテキスト、『保育福祉小六法2018』(株)みらい、 http://www.mhlw.go.jp/ (厚生労働省)、 http://www.cao.go.jp/ (内閣府)。 | | | | |

| 科目名 | 社会的養護 I | | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 児玉 俊郎 |
|----------------|---|---|-----|--------|-----------------------------------|-------|
| | | | 2単位 | 講義 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の理解」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J32SUC120 | |
| アクティブ・ラーニングの要素 | グループワーク | | | 実務家教員 | 児童養護施設・乳児院を経験、要保護児童対策地域協議会委員長(現在) | |
| 実務経験を生かした授業内容 | 児童養護施設・乳児院での現場経験を活かし、具体的な場面を想定し、原理原則を理解する。 | | | | | |
| 到達目標及びテーマ | 人と関わる仕事をするうえで子どもの権利について学びながら、自分はそのような価値観もっているのか向き合うことで、支援する上で重要である信頼を得るための権利保障について考えることができ、保育士の将来のあるべき姿を明確にすることができる。同じく、様々な機関の役割や機能について学ぶことで、自分が活き活きできるようなところはどこなのかを考えることができる。 | | | | | |
| 授業の概略 | 現代社会の子どもや保護者の現状を踏まえながら、人と関わる上での基本的な考えを社会的養護の現状を学びながら考えていく。子どもたちの人権擁護の立場に立つとはどういう自分を目指さなければならないのか、現場の事例など取り入れながら考えていく。具体的には、虐待・発達障がい・子どもの権利条約・様々な機関の役割と機能について学んでいく。この講義は一方的に聞く講義ではなくとも考える講義である。そのため、自分が理解できるノートを作成することに重きをおきたい。毎回の講義において作成したノートの振り返りと時間の講義に向けて出された課題の答えを必ず考えておくことが重要である。 | | | | | |
| 授業計画 | | | | | | |
| 第1回 | <保育士の2つの役割と5つの課題>資格を得るとはどういうことなのか、そのために何をしなければならないのかを、具体的な事例に基づきながら考えていく。 | | | | | |
| 第2回 | <現代社会の子どもたちの現状について>歴史的に子どもたちはどのように守られてきたのかを踏まえつつ、子どもたちの現状について発表してもらいつつ、何を解決することが子どもたちを守ることになるのか一緒に考える。 | | | | | |
| 第3回 | <子どもの権利条約の成り立ちと日本の現状について>長い歴史の中で様々な子どもを守る話し合いが国連で行われてきたがなぜこの条約が作られた意味を考える。 | | | | | |
| 第4回 | <子どもの権利条約 第2・3条>差別とはどういうことを言うのか歴史や現代を見ながら考えていく。最善の利益とはどういうことなのか事例を踏まえて考えていく。 | | | | | |
| 第5回 | <子どもの権利条約 第6・12条>命を守り子どもの権利を保障し続けるとはどういうことなのか考え、自分はどうあるべきなのかを考える。 | | | | | |
| 第6回 | <児童虐待防止の流れ>児童虐待対応の流れについて学び、保育者がまず何をしなければならないのかを一緒に考えていく。 | | | | | |
| 第7回 | <児童虐待防止法について>児童虐待の種類と定義について学び、それぞれの種類が具体的にどのような大人の行為をさせているのか考え問うていく。 | | | | | |
| 第8回 | <児童相談所の役割と機能について>児童相談所の相談の流れについて学び、児童相談所の様々な権限を知ることによって保育現場で子どもたちが守られていくことを実感する。里親の種類と養子縁組との違いを学び、子どもの権利擁護の立場から課題について考える。 | | | | | |
| 第9回 | <社会的養護の課題>社会的養護の施設運営指針を学びながら、社会的養護の理念を原則について学ぶ。それを踏まえてFSW/個別担当職員/心理担当職員/保育士等の役割と連携について学ぶ。 | | | | | |
| 第10回 | <社会的養護の体系について>施設養護と家庭的養護がどのような体系になっているのかを学び、今後どのような方向に向かうのか学び、何を大切にすることが重要なのかを考える。 | | | | | |
| 第11回 | <児童養護施設と乳児院の実態と課題について>施設入所の調査及び退所した子どもたちの言葉に基づき実態を知る中で、保育者として何を大切にどのような資質を身につけなければならないか考える。 | | | | | |
| 第12回 | <その他の児童福祉施設の実態と課題について>法律によって子どもたちは守られていると思っているが、実態は人によって守られているということを実感する。 | | | | | |
| 第13回 | <施設養護の4つのケアについて①>施設養護を考えるうえで最も大切なアドミッションケアにおいて押さなければならないことは何か。インケアにおいて分析することの大切さについて学ぶ。 | | | | | |
| 第14回 | <施設養護の4つのケアについて②>施設養護の大きな目的である「自立」に向けて大切なリービングケアについて学び、退所していく子どもたちの生きにくさについて考える。 | | | | | |
| 第15回 | <保育者に求められているもの>全講義内容を振り返る中で保育者として何が求められているのかを考え、自分の言葉に記す。 | | | | | |
| 定期試験 | | | | | | |
| 事前学修 | 2時間/回 | 各講義の項目に関する内容を必ずどういう内容なのかを予習しておく。大きくは、保育者の役割と課題・子どもの権利保障・児童虐待・児童福祉施設の実態・施設ケアについてである。また、課題を出しますので必ず自らの見解を出しておく。 | | | | |
| 事後学修 | 2時間/回 | まずは、ノートの整理を行う。講義中の言葉や内容で不明瞭な内容は必ず次の講義にて質問をし自分のものとする。各講義において何がおさえなければならないのかを考えてノートの整理を行う。 | | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | | |
| 定期試験 | 90 % | 社会的養護に関してどこまで理解を深めているのか確認するために、社会の様々なしくみの意味を理解したかどうかの内容と抽象的な言葉の理解を確認するための筆記試験とする。 | | | | |
| レポート | 10 % | 講義内容を自分なりに理解したノート作成を行ってもらい、中間及び最終講義にて確認を行う。板書のみでなく何が大切かを理解し、自分が理解しやすいノートの作成をしているか確認をする。 | | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | % | | | | | |
| 教科書 | [社会的養護]喜多一憲監修ISBN978-4-86015-418-9(株)みらい | | | | | |
| 参考資料 | 厚生省HPの統計資料 | | | | | |

<講義コード> 5749131

<開講学部> 幼児教育学科第三部

2019年度

| | | | | | |
|----------------|---|---|------|--------|-----------|
| 科目名 | 障害児保育 I | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 和仁 正子 |
| | | 1単位 | 演習 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の技能」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J32SUC225 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | グループワーク | | | 実務家教員 | 幼稚園教諭・保育士 |
| 実務経験を生かした授業内容 | 幼稚園・保育所での現場経験を生かし、インクルーシブ保育、統合保育の意義や保育者の役割について講義する | | | | |
| 到達目標及びテーマ | ①障害児保育の理念や歴史の変遷及び課題を学ぶ。 ②様々な障害児の特性や心身の発達について学び、個に応じた援助や配慮について学ぶ。 ③障害児その他の特別な配慮を要する子どもと共に育ちあう保育について理解する。 | | | | |
| 授業の概略 | 本講義では、障害などの様々な支援が必要な子どもと保護者が豊かな乳幼児期を過ごすために、様々な障害や個別の教育・保育ニーズに関する基礎的な知識(特性と関わり)と、周りの子ども達との関係性を学んでいく。 | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | 本講義の全体的な内容の確認と獲得してほしい保育士の資質について | | | | |
| 第2回 | 「障害」の概念と障害児保育・特別支援教育の歴史の変遷について | | | | |
| 第3回 | 障害児保育の基本となる考え方について(インクルージョン・合理的配慮・ノーマライゼーション等) | | | | |
| 第4回 | 障害児保育の仕組み(統合保育・インクルーシブ保育等) | | | | |
| 第5回 | 知的障害の子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第6回 | 聴覚障害のある子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第7回 | 視覚障害の子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第8回 | 肢体不自由の子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第9回 | 病弱・医療的ケア児の子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第10回 | 自閉症スペクトラムの子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第11回 | 発達障害(ADHD・LD)の子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第12回 | ダウン症候群のある子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第13回 | その他の障害等のある子どもたちの理解と援助 | | | | |
| 第14回 | 特別な支援が必要な子どもの現状と課題(母語が日本語でない子どもへの支援についてのスポット講師講話) | | | | |
| 第15回 | まとめ 学修到達度の確認試験と解説及び総括 | | | | |
| 事前学修 | 0.5時間/回 | 授業では障害児保育に関する基礎的知識を習得するため、指定された用語について調べておく。また、事例検討も行うため、事前にテキストを読み込み自己課題を明確にしておく。 | | | |
| 事後学修 | 0.5時間/回 | 授業で学習したことを配布資料やノートに整理し、ポイントを復習する | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | % | | | | |
| レポート | 40 % | 毎回、その回の授業内容に関するA4・1枚程度のレポート課題を出す。理解度や自分の考えを論理的に記述しているかを評価する | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 60 % | 毎回、授業での発表内容・討論への参加度による評価。第15回に執り行う学修到達度確認試験による評価 | | | |
| 教科書 | ナカニシヤ出版 特別な支援を必要とする子どもの理解 勝浦 眞仁著 | | | | |
| 参考資料 | 幼稚園教育要領、特別支援学校幼稚部教育要領、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育保育要領 | | | | |

<講義コード> 5749231

<開講学部> 幼児教育学科第三部

2019年度

| | | | | | |
|----------------|---|--|------|--------|-----------|
| 科目名 | 障害児保育Ⅱ | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 和仁 正子 |
| | | 1単位 | 演習 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の技能」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J32SUC226 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | グループワーク | | | 実務家教員 | 幼稚園教諭・保育士 |
| 実務経験を生かした授業内容 | 幼稚園・保育所での現場経験を生かし、インクルーシブ保育、統合保育の意義や教師の役割について講義する | | | | |
| 到達目標及びテーマ | ①障害児その他の特別な配慮を要する子どもの保育(支援)計画の作成や援助の具体的な方法について理解する。 ②障害児その他の特別な配慮を要する子どもの家庭への支援や関係機関との連携について理解する。 | | | | |
| 授業の概略 | 本講義では、様々な障害の基礎的な知識を学び、障害児と保護者が豊かな乳幼児期を過ごすために対象者の最善の利益を考え、個別のニーズに応じた適切なサポートを考え、障害のある子どもたち、及び周りの子どもたちが共に育ちあう保育や教育方法について学んでいく。 | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | 障害のある子どもの保育に関する最近の動向(1)障害児に関する国の政策/地域の社会資源と支援に対する連携 | | | | |
| 第2回 | 障害のある子どもの保育に関する最近の動向(2)幼稚園教育要領と保育所保育指針等を踏まえた障害児保育の基本と取り組み | | | | |
| 第3回 | 障害のある子どもの保育に関する最近の動向(3)障害児に支援を行っている機関や団体について | | | | |
| 第4回 | 職員間の連携と協働の重要性について | | | | |
| 第5回 | 指導計画及び個別の支援計画の作成 | | | | |
| 第6回 | 障害児保育の実践例(1)—自己をコントロールすることに困難がある子どもの事例— グループでの支援方法の検討(グループワーク) | | | | |
| 第7回 | 障害児保育の実践例(2)—自己をコントロールすることに困難がある子どもの事例— 発表・解説 | | | | |
| 第8回 | 障害児保育の実践例(3)—障害のある子どもの事例— グループでの支援方法の検討(グループワーク) | | | | |
| 第9回 | 障害児保育の実践例(4)—障害のある子どもの事例— 発表・解説 | | | | |
| 第10回 | 子ども一人ひとりの発達を促す生活と遊びの環境設定について・グループでの支援方法の検討(グループワーク) | | | | |
| 第11回 | 子ども同士の関わりあいと育ちあいを意識した関わりについて・グループでの支援方法の検討(グループワーク) | | | | |
| 第12回 | 家庭との連携(課題を整理し、理解と支援方法を検討) | | | | |
| 第13回 | 小学校への支援内容の伝達方法と計画的連携について | | | | |
| 第14回 | 特別な支援が必要な子どもの現状と課題(家庭の貧困等を背景とした子どもへの支援についてのスポット講師による講話) | | | | |
| 第15回 | まとめ 学修到達度の確認試験と解説及び総括 | | | | |
| 事前学修 | 0.5時間/回 | 配布された研究論文や文献がある場合は、翌回までに読み、わからない用語については調べておく。事例検討が中心のため、配布された事例の資料を事前に読み込んで、事例の基本的情報や主訴についてまとめておく。取り上げた事例については、授業で取り上げた後、個別計画表の作成を試みる。 | | | |
| 事後学修 | 0.5時間/回 | 各回で配布する資料やワークシートに目を通し、講義で学んだ内容を各自でまとめること。また、復習課題に取り組み、次の講義に備える。事例検討を行った場合は、実習やボランティアなどで出会った子どもを想定してどのような保育が実践できるか自分なりの考えを持つこと。 | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | % | | | | |
| レポート | 40 % | 毎回、その回の授業内容に関するA4・1枚程度のレポート課題を出す。理解度や自分の考えを論理的に記述しているかを評価する | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 60 % | 毎回、授業での発表内容・討論への参加度による評価。第15回に執り行う学修到達度確認試験による評価 | | | |
| 教科書 | 授業中に適宜資料を配付する。ナカニシヤ出版 特別な支援を必要とする子どもの理解 勝浦 眞仁著 | | | | |
| 参考資料 | 幼稚園教育要領、特別支援学校幼稚園要領、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育保育要領 | | | | |

| | | | | | |
|----------------|--|---|------|--------|-----------------|
| 科目名 | 乳児保育 I | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 大堀 千保子 |
| | | 1単位 | 演習 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の理解」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J33SUC235 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | ディスカッション・ディベート | | | 実務家教員 | 保育所の保育士・園長実務経験者 |
| 実務経験を生かした授業内容 | 保育現場での実際の事例や画像を紹介しながら、0歳以上3歳未満児の発達について具体的に解説する。 | | | | |
| 到達目標及びテーマ | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を愛し、養護し、教育する専門職の3歳未満児担当保育士としてあるべき姿について、学修を通して自らの中に思い描き説明できる。 ・3歳未満児の発達課題・発達の道筋について学び、月齢ごとの乳幼児の発達の特徴を、具体的なイメージを伴って理解する。 ・保育所保育指針における乳児、1歳以上3歳未満児に関する保育の内容を理解し、演習を通して、ふさわしい保育士の関わりについて討議できる。 | | | | |
| 授業の概略 | <p>本科目での必須課題は、「3歳未満児の発達課題」と「発達の道筋」の理解である。映像や事例に触れながら、月齢を追って乳幼児の発達の特徴を学習する。それと共に、保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領における0～3歳未満児保育の内容を踏まえた上で、一人ひとりの子どもに応じた援助が出来るよう、具体的な関わり方を探る。また、乳児保育の理念と歴史及び社会的な役割・現状等について学習し、保育と家庭支援に携わる3歳未満児担当保育士としての専門知識の取得と自覚の向上を目指す。</p> | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | 乳児保育(現在の3歳未満児保育)の理念と歴史 保育者の専門性と人間性について | | | | |
| 第2回 | 3歳未満児の保育の現状と家庭・保育所・こども園・乳児院の役割 (保育所保育指針第1章・第4章、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3・第4章、乳児院養育指針) | | | | |
| 第3回 | 保育記録について 視点と書き方を学び、実際に記録を書いて発表する | | | | |
| 第4回 | 3歳未満児の発達課題と発達の特徴 (教科書第1章第1節) | | | | |
| 第5回 | 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領における乳児・満1～3歳未満児の保育のねらいと内容、養護と教育について (保育所保育指針第1章2、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第1～1) | | | | |
| 第6回 | 出生から3か月未満の子どもの発達と保育内容 (教科書第1章第2節1) | | | | |
| 第7回 | 6か月未満の子どもの発達と保育内容 (教科書第1章第2節2) | | | | |
| 第8回 | 6ヶ月から1歳3か月の子どもの発達と保育内容 (教科書第1章第2節3) | | | | |
| 第9回 | 愛着関係と自我の育ち (教科書第2章第1節) | | | | |
| 第10回 | 1歳3か月から2歳未満の子どもの発達と保育内容 (教科書第1章第2節4) | | | | |
| 第11回 | 子どもの表情や行動から思いを読み取る必要性の理解 映像を通して記録を書き、子どもの姿を読み取り、思いの推測を行う演習を行う。 | | | | |
| 第12回 | 2歳から3歳未満の子どもの発達と保育内容 (教科書第1章第2節5) | | | | |
| 第13回 | 3歳未満の子どもの発達に応じた遊び① 遊具を製作し、遊び方を工夫する | | | | |
| 第14回 | 3歳未満の子どもの発達に応じた遊び② 乳児の造形遊びを実際に体験する | | | | |
| 第15回 | 授業全体の総括と学修到達度の確認試験 | | | | |
| 事前学修 | 0.5時間/回 | 教科書、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の該当箇所を読んで予習をしておく。保育実習等を通して、日頃から3歳未満児への関心を深めておくこと。 | | | |
| 事後学修 | 0.5時間/回 | 教科書の該当箇所と配布されたプリントを読んで復習し、ノートを整理する。授業内で指示された課題は期限を守って提出すること。 | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | % | | | | |
| レポート | 30 % | 演習の成果をまとめたA4一枚のレポートを3回程度提出予定。理解度に応じて4段階で評価する。 | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 70 % | 15回目授業中に学修到達度の確認試験を行う。 | | | |
| 教科書 | <ul style="list-style-type: none"> ・『今求められる質の高い 乳児保育の実践と子育て支援』 榊原洋一・今井和子 編著 ミネルヴァ書房 ISBN 978-4-623-045670-6 ・保育所保育指針 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-577-81423-9 | | | | |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針解説 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-557-81448-2 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 内閣府 文部科学省 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-557-81424-6 ・乳児院養育指針 全国乳児福祉協議会広報・研修委員会編 全国社会福祉協議会(全国社会福祉協議会から取り寄せ可) | | | | |

| | | | | | |
|----------------|--|--|------|--------|-----------------|
| 科目名 | 乳児保育Ⅱ | 単位 | 講義区分 | 担当教員 | 大堀 千保子 |
| | | 1単位 | 演習 | | |
| 期待される学修成果 | 「保育の理解」「保育の実践」 | | | ナンバリング | J33SUC236 |
| アクティブ・ラーニングの要素 | ディスカッション・ディベート | | | 実務家教員 | 保育所の保育士・園長実務経験者 |
| 実務経験を生かした授業内容 | 保育現場での実体験を交えながら、0歳以上3歳未満児の生活・遊びの様子や関わり方を具体的に解説する。 | | | | |
| 到達目標及びテーマ | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの内面を理解する姿勢を身につけたうえで、3歳未満の子どもの発達と個人差に応じた具体的な関わりを工夫し、それを説明することができる。 ・3歳未満児の生活と遊びを支えるために必要な知識と応用の仕方を理解する。・保護者支援の必要性を理解し、連絡帳が記入できる。 ・個別指導案の作成方法を理解し立案できる。 | | | | |
| 授業の概略 | 乳児保育Ⅰで学んだ3歳未満児の発達の特徴を踏まえて、様々な場面でひとり一人の子どもにどのように関わるとよいかを、具体的な映像や事例を通して考察する。また、乳幼児の命を預かり、望ましい生活習慣を形成する者として必要な知識と応用を学ぶ。保育現場で生かせる遊びの実際も取り入れる。加えて、保護者との連携の具体的な方法や保育案作成を演習する。 | | | | |
| 授業計画 | | | | | |
| 第1回 | 3歳未満の生活と保育者の関わり① 食事 (教科書第3章第3節) | | | | |
| 第2回 | 3歳未満の生活と保育者の関わり② 着脱・排泄 (教科書第3章第4節) | | | | |
| 第3回 | 3歳未満の生活と保育者の関わり③ 睡眠・安全・清潔 (教科書第3章第1節第2節) | | | | |
| 第4回 | 欲ばり・自己主張とわがまま (事例を通して援助のあり方を検討する) (教科書第2章第3節3～7) | | | | |
| 第5回 | 葛藤をぐり抜けて育つ自立の芽生え (事例を通して援助のあり方を検討する) (教科書第2章第3節8) | | | | |
| 第6回 | 触れあい遊び・リズム遊びの実際 実技 | | | | |
| 第7回 | 3歳未満児にふさわしい玩具・遊び環境の工夫を映像を通して学ぶ | | | | |
| 第8回 | 3歳未満児の遊びに対する保育者の関わり方を探る 映像を通して言葉掛けや表情のもたらす意味を考える | | | | |
| 第9回 | 豊かな言語環境について 実技「おはなし」の作成と発表 | | | | |
| 第10回 | クラス運営と職員間の連携・チームワークの重要性について(教科書第5章) 子育て支援者としての保育者の役割① 保護者との信頼関係を築くために (教科書第7章第1節) | | | | |
| 第11回 | 子育て支援者としての保育者の役割② 家庭連絡帳の書き方 (教科書第7章第2節) | | | | |
| 第12回 | 子育て支援者としての保育者の役割③ 家庭連絡帳の内容検討 保育の計画と評価① (教科書第6章第2節1・2・3、保育所保育指針第1章3、幼保連携型認定こども園保育・教育要領第1章第2) | | | | |
| 第13回 | 保育の計画と評価② 個別指導計画の作成 (教科書第6章第2節4) | | | | |
| 第14回 | 保育の計画と評価③ 個別指導計画の検討 他機関との連携・保育現場での様々な仕事について | | | | |
| 第15回 | 授業全体の総括と学習到達度の確認試験 | | | | |
| 事前学修 | 0.5時間/回 | 教科書、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園保育・教育要領の該当箇所を読んで予習をする。保育実習等を通して、日頃から乳幼児と保育者の関わりを観察しておくこと。 | | | |
| 事後学修 | 0.5時間/回 | 教科書・保育所保育指針の該当箇所を読んで復習し、ノートをまとめる。授業内で支持された課題は、期限を守って提出すること。 | | | |
| 成績評価方法 | 割合 | 評価基準等 | | | |
| 定期試験 | % | | | | |
| レポート | 30 % | 演習の成果をまとめたA4一枚のレポートを3回程度提出予定。理解度に応じて4段階で評価する。 | | | |
| 上記以外の試験、平常点評価 | 70 % | 15回目授業中に学修到達度の確認試験を行う。 | | | |
| 教科書 | 『今求められる質の高い 乳児保育の実践と子育て支援』 榑原洋一・今井和子 編著 ミネルヴァ書房 ISBN 978-4-623-045670-6 ・保育所保育指針 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-577-81423-9 | | | | |
| 参考資料 | ・保育所保育指針解説 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-577-81448-2 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 内閣府 文部科学省 厚生労働省 フレーベル館 ISBN 978-4-577-81424-6 | | | | |

令和元年度 役員構成

□理事会

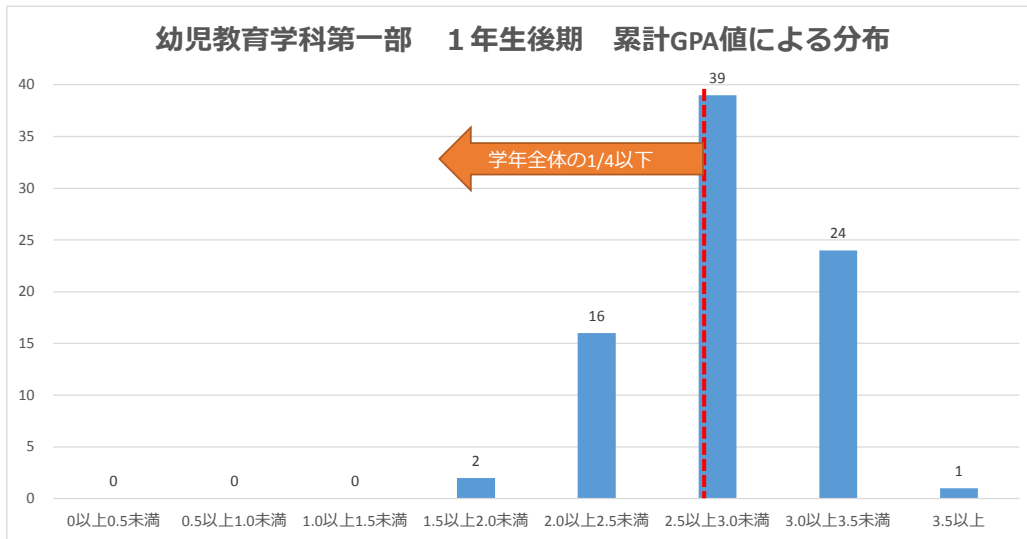
理事・・・現員12名（学内7名、学外5名）

監事・・・現員2名（学外2名）

| | | |
|-----|------|----|
| 理事長 | 杉山元彦 | 学外 |
| 理事 | 藤井德行 | 学内 |
| 理事 | 林俊彦 | 学内 |
| 理事 | 宮島康広 | 学内 |
| 理事 | 桑原常晴 | 学内 |
| 理事 | 水谷啓 | 学内 |
| 理事 | 竹本浩之 | 学内 |
| 理事 | 加納顯 | 学外 |
| 理事 | 上原理 | 学内 |
| 理事 | 三宅隆教 | 学外 |
| 理事 | 大野實 | 学外 |
| 理事 | 山田貞夫 | 学外 |

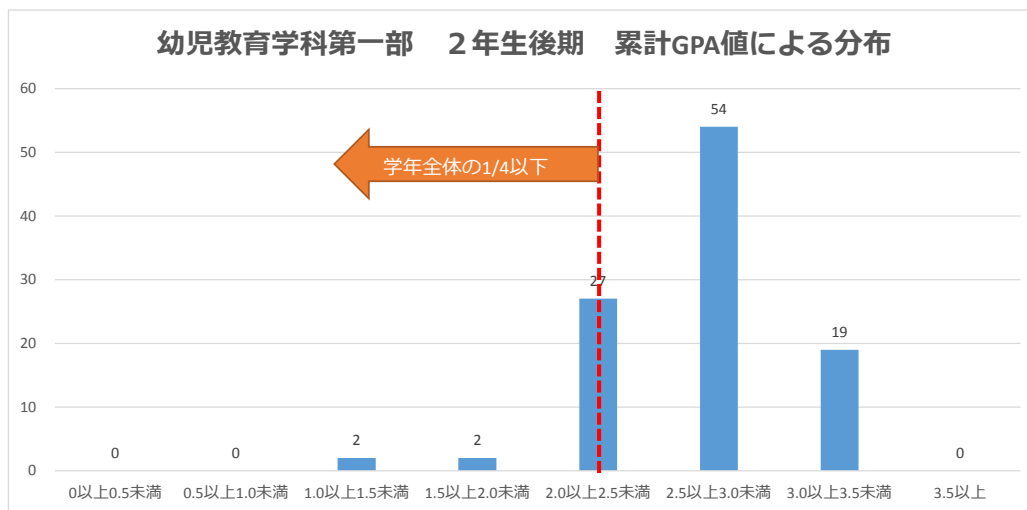
| | | |
|----|------|----|
| 監事 | 水野雄二 | 学外 |
| 監事 | 小森信雄 | 学外 |

幼児教育学科第一部 1年生後期 累計GPA値による分布



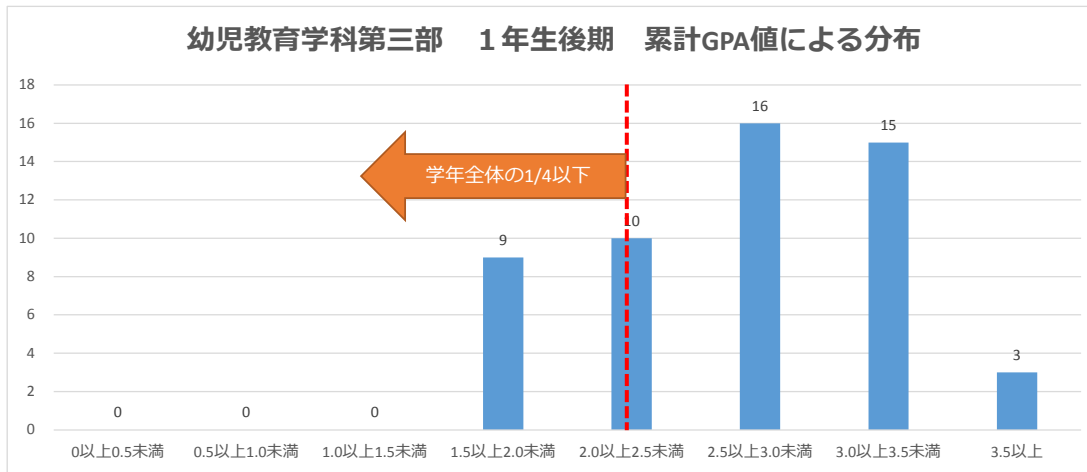
1学年 82 人 学年全体の成績下位1/4以下の累計GPA 2.52
 (休学者を含む) 学年全体の成績下位1/4以下の順位 62 位(3/4にあたる学生 61.5 番目の学生)

幼児教育学科第一部 2年生後期 累計GPA値による分布



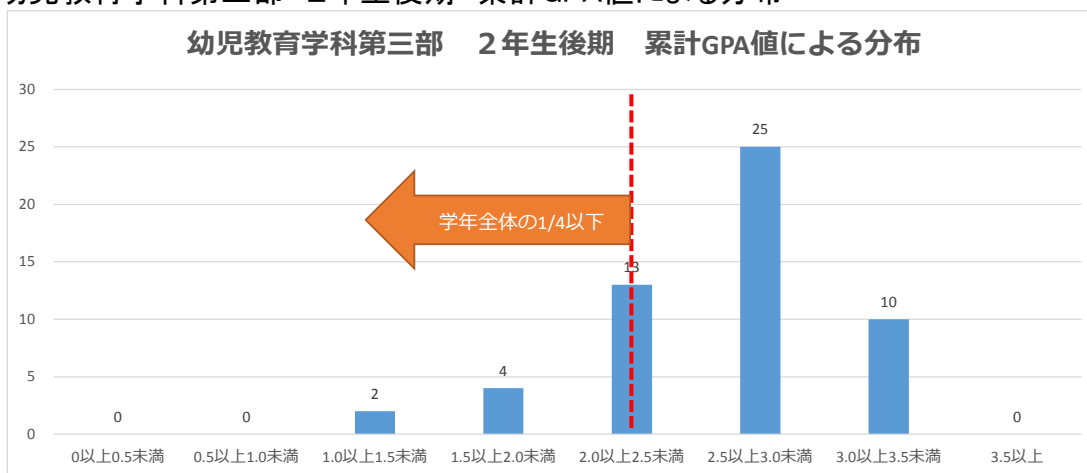
1学年 104 人 学年全体の成績下位1/4以下の累計GPA 2.42
 (休学者を含む) 学年全体の成績下位1/4以下の順位 78 位(3/4にあたる学生 78 番目の学生)

幼児教育学科第三部 1年生後期 累計GPA値による分布



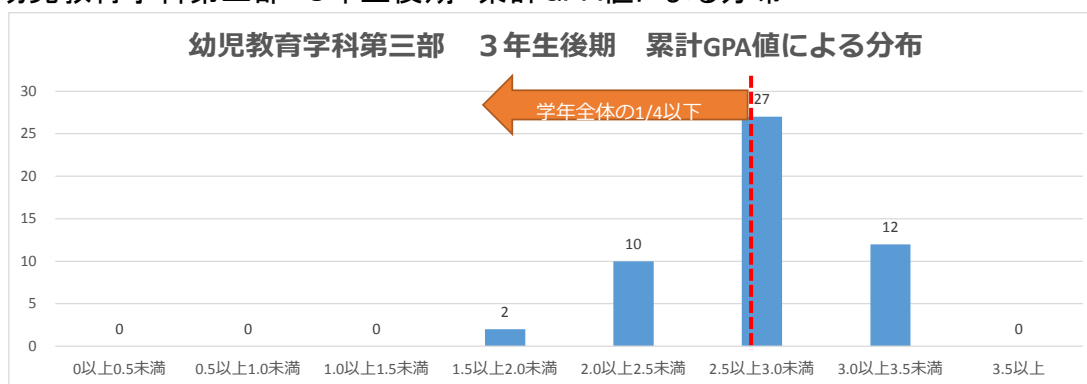
1学年 53 人 学年全体の成績下位1/4以下の累計GPA 2.28
 (休学者を含む) 学年全体の成績下位1/4以下の順位 40 位(3/4にあたる学生 39.75 番目の学生)

幼児教育学科第三部 2年生後期 累計GPA値による分布



1学年 54 人 学年全体の成績下位1/4以下の累計GPA 2.4
 (休学者を含む) 学年全体の成績下位1/4以下の順位 41 位(3/4にあたる学生 40.5 番目の学生)

幼児教育学科第三部 3年生後期 累計GPA値による分布



1学年 51 人 学年全体の成績下位1/4以下の累計GPA 2.55
 (休学者を含む) 学年全体の成績下位1/4以下の順位 39 位(3/4にあたる学生 38.25 番目の学生)